

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和3年2月19日開催

令和3年3月15日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（2月19日）〕

森林環境譲与税基金の創設について	2
ブルーベリー農園管理運営支援事業について	5
新型コロナウイルスワクチン接種について	11
熊取町シルバー人材センター・総合保健福祉センター・老人福祉センター個別施設計画（案） について	17
熊取町立保育所・学童保育所個別施設計画（案）について	19
いきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画） （案）について	21
熊取町第6期障がい福祉計画及び熊取町第2期障がい児福祉計画（案）について	30
その他報告	34
1. 町制施行70周年記念事業について	34
2. 地方創生臨時交付金について	35
3. 令和3年度国保「市町村標準保険料率」等について	35

〔議員全員協議会（3月15日）〕

地方創生臨時交付金活用事業について	40
投資促進優遇税制（固定資産税の不均一課税）の延長について	42
第3次熊取町産業振興ビジョン（案）について	43
熊取町災害廃棄物処理計画（案）について	49
熊取町学校施設長寿命化計画（案）について	54
その他報告	58
1. 令和3年度税制改正（市町村税関係）（案）について	58

議員全員協議会

月 日 令和3年2月19日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田中圭介	2	番	大林隆昭
	3	番	浦川佳浩	4	番	坂上昌史
	5	番	田中豊一	6	番	鱧谷陽子
	7	番	文野慎治	9	番	二見裕子
	10	番	渡辺豊子	11	番	河合弘樹
	12	番	矢野正憲	13	番	江川慶子
	14	番	坂上巳生男			

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	明松大介	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	住民部長	巖根晃哉
	健康福祉部長	山本雅隆	健康福祉部理事	木村直義
	経営企画課長	近藤政則	産業振興課長	山原栄次
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	介護保険課長	根来雅美
	障がい福祉課長	馬場智代	生活福祉課長	降井広志
	保育課長	藤本明	保険年金課長	阪上正順
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

案 件

- 1) 森林環境譲与税基金の創設について
- 2) ブルーベリー農園管理運営支援事業について
- 3) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- 4) 熊取町シルバー人材センター・総合保健福祉センター・老人福祉センター個別施設計画（案）について
- 5) 熊取町立保育所・学童保育所個別施設計画（案）について
- 6) いきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（案）について
- 7) 熊取町第6期障がい福祉計画及び熊取町第2期障がい児福祉計画（案）について
- 8) その他報告
 1. 町制施行70周年記念事業について
 2. 地方創生臨時交付金について
 3. 令和3年度国保「市町村標準保険料率」等について

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。

まず、去る2月13日に福島県、宮城県を中心とした東北地域で最大震度6強の地震が発生いたしました。被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く地域が復旧し、日常生活を取り戻すことができますようお祈り申し上げます。

さて、本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長（矢野正憲君）本日の案件は、森林環境譲与税基金の創設についてほか6件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使ってお願いたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、森林環境譲与税基金の創設についての件を説明願います。山原産業振興課長。産業振興課長（山原栄次君）それでは、森林環境譲与税基金の創設について説明させていただきます。

まず、1つ目、趣旨でございます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月より施行され、都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されてございます。

森林環境譲与税は法令で使途が定められており、市町村は、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等に要する費用に充てられることとなっております。

令和元年度及び令和2年度において、町有林における間伐等の森林施策を実施し、災害防除、景観に努めてまいりましたが、令和2年度は、令和2年度税制改正により森林環境譲与税の譲与割合が約2倍に拡大されることもあり、譲与税全額を使用する見込みが立たなくなりました。今後においても同様のケースが想定されることから、翌年度以降の財源に充てるため森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

2つ目、森林環境譲与税基金の使途について、将来の森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等に要する費用として使用するものでございます。

3番目、条例（案）でございます。

次のページをお願いします。

森林環境譲与税基金条例（案）でございます。

第1条、設置でございます。森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税基金を設置するとしてございます。

第2条、積立てでございます。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしてございます。

第3条、管理でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない、第2項としまして、基金に属する現金は、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしてございます。

第4条、繰替運用でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしてございます。

第5条、運用益金の処理でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、その基金に繰り入れるものとするとしてございます。

第6条、処分でございます。基金は、第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとしてございます。

第7条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてございます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

1 ページにお戻りください。

4 番目、今後の予定でございます。

本日、2月19日に議員全員協議会でご説明させていただきまして、3月議会で森林環境譲与税基金条例を上程させていただき、公布の日から施行させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ちょっと具体的に教えていただきたいんですけども、森林環境譲与税を使って令和元年と令和2年度において森林施業を実施しとありますが、どういうふうなことを行ったのか、その金額と事業について教えてください。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、令和元年でございますが、歳入として譲与税につきましては179万8,000円の入がございました。

それに対しまして、まず永楽桜保存会のほうに委託させていただきましてダム周回山側の枯れ木を42本伐採してございます。これが65万5,600円ということになってございます。

もう一つ、永楽ゆめの森公園ほかナラ枯れ防除業務としまして、町有林ほかのナラ枯れ12本を伐採してございます。これが115万7,200円となっております。歳出のほうは合計181万2,800円となっております。歳出が歳入を上回っておりますので、基金の積立て等はございませんでした。

令和2年度につきましては、歳入が、まだ見込みでございますが、377万6,000円と想定してございます。歳出のほうは、熊取町都市公園等剪定ほか業務2-2ということで、和田山のほうでナラ枯れが11本、松枯れが6本、自然公園の斎場付近のナラ枯れ2本を実施してございまして、歳出が49万7,000円となっております。差引き327万9,000円が執行できなくなっておりますので、この分を基金に繰り入れたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、今この説明の中にも譲与税の割合が約2倍に拡大されたということですが、これが令和元年のときは、一応入としては179万8,000円とおっしゃいましたよね。令和2年のときは387万円ということで、2倍になっているということで、これからもずっと毎年2倍というか、増えていくという見込みなんですか。そこの辺もお尋ねします。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、令和元年から令和2年に対しては約2倍ということで、歳入を377万6,000円というふうに想定してございます。まだ確定してございませんので想定額でございます。

ただ、来年度以降はまだ増加ということは通知がございませんので、現状、今年度同額で377万6,000円を予算としては計上させていただいてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）現在、国のほうから説明がある内容なんですけれども、令和元年度は国全体で200億円、令和2年度は400億円ということで、事実上倍増されておる状況です。

今の計画上は、令和3年度も引き続き400億円で、令和4年、令和5年で500億円、500億円という形で続いて、令和6年度以降は600億円ベースで現状計画されているという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。国ベースでもそうやって増えていく分、市町村に下りてくる額も増

えてくるというところを見通して基金にするというところ、理解させていただきました。

森林環境税という元は府民税、国民お一人お一人が払っている税金の中から、その分がそういうふうになっているというところですね。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）実は、森林環境譲与税自体は、いわゆる個人住民税にお一人当たり均等割の中で1,000円を上積みする形で令和6年度から始まるんですけれども、今回のパリ協定の枠組みの中で、温室効果ガスの排出削減目標を前倒しでできるだけ取組を早く開始するというところで、国のほうで、譲与税特別会計で一旦借り入れて、前倒しでまず市町村のほうに譲与を始めると。令和5年度までは、東日本大震災の関係で防災施策分ということで住民税が1,000円上乗せされているので、それと切り替える形で、実質は令和6年度から住民の方からの税金を頂戴すると。それ以前は前倒しで、国で借り入れたお金で始めてくださいという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そういう形で、使途も限られているというところで基金にしてというところで、理解させていただきました。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）昨年の補正予算でゆめの森公園のナラ枯れを伐採するというので説明があって、そのときもお願いしたんですけれども、今年度も町有山中心に対応するというので、それはそれでいいんです。今後予算が増えてきたら、ナラ枯れ自体はウイルス性のものなので町有山だけやっても意味が少ないので、民間の町内にある山林についてもそういう対策が必要かなと思うので、そのあたり、基金ができたなら、何かやっぱり実施計画とか基金に見合ったそういう計画が必要やと思うんです。そのあたりは何か考えていますか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）現在、町有林のナラ枯れ等の対策を実施してございますのが都市整備部のほうになってございます。実際、今後の業務につきましても都市整備部のほうで執行する予定となつてございますので、そのあたりは担当原課と調整して協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先ほども述べましたように、町有山も必要ですけれども、民間の造林したところもありますので、そのあたり、担当部局同士で調整をしてもらって、民間をやると言ったらちょっと手間もかかるかも分かりませんが、町全体で取り組むべきだと思います。そのあたりの計画も考えておいてください。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）人材育成と書いてあるんですけれども、人材育成ということは伐採する人が足りないとかそういうことなんですか。それか特殊な技術を持たれる方がいるということなんでしょうか、その辺を教えてください。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、この財源の使途として、そういう人材育成にも使用できると定められているだけで、今のところ熊取町では、そういう人材育成等には充当してございませんので。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、森林環境譲与税基金の創設についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件2、ブルーベリー農園管理運営支援事業についての件を説明願います。
山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）ブルーベリー農園管理運営支援事業についてご説明させていただきます。
まず、1つ目、趣旨でございます。

現在、本町の野外活動ふれあい広場周辺において特定非営利活動法人グリーンパーク熊取が自主事業として実施してございます果樹農園（和田山Berry Park）につきましては、にぎわいの創出を図るものとして、その整備、管理、運営等に関する費用を町が支援しているところでございます。

当該果樹農園につきましては、昨年7月11日に本格開園したところでございます。今年度は夏季の長雨の影響もあり、収穫量は想定よりも少なく、8月2日をもって終了いたしました。来園者の方々には好評で、今年度の収益につきましては当初の想定を上回っております。

当該農園の将来構想は、今後、野外活動ふれあい広場・和田山パークの集客、にぎわいの創出の新たな仕掛けとなり得るものと想定し、また、農園を含む野外活動ふれあい広場・和田山パークは奥山雨山自然公園エリアに位置し、永楽ゆめの森公園と奥山雨山自然公園ハイキングコースへの集客といった相乗効果をもたらし、同エリア全体の地域活性化につなげることで、また、ブルーベリーを使った特産品の開発を行うなど、ブルーベリーのブランドイメージの定着も目指しているところでございます。

このような状況の中、将来構想の実現には、現状の農園の規模ではブルーベリーの収穫量が足りず、新たに生産拠点となる農園の整備が必要であることについて、実施主体である特定非営利活動法人グリーンパーク熊取から将来構想の実現に向けて第3農園の整備の提案があり、それに対し支援を行うものでございます。

2つ目、第3農園の計画概要でございます。

3ページをご覧ください。

場所につきましては、熊取町大字野田235番1となっております。面積は9,348平方メートルでございますが、そのうち約2,000平方メートルを借地予定でございます。苗木につきましては、ブルーベリーの養液栽培600鉢を予定してございます。

1ページにお戻りください。

3番目、第3農園整備に係る苗木の栽培方法についてでございます。

現在、第1及び第2農園につきましては露地栽培で維持管理を続けてございますが、実施主体である特定非営利活動法人グリーンパーク熊取においては、会員の高齢化が進む中で維持管理の効率化を考慮し、苗木の鉢植えでの養液栽培を採用することで維持管理等の軽減を図るものでございます。

イメージにつきましては、4ページをご覧ください。

なお、収穫については、令和5年夏頃から本格的な収穫を見込んでございます。

2ページをお願いします。

4番目、農園整備に係る補助金の内訳でございます。

まず、養液栽培費として、苗木、散水設備、シート張り等で874万円、防鳥ネット、電気、水道、造成等の工事請負費で1,610万円、電気、水道等の光熱水費としまして15万円、防犯カメラ等の備品購入費で25万円、土地賃借料の使用料及び賃借料としまして10万円、事務管理費として216万円、計2,750万円となっております。

参考でございますが、第1・第2農園のランニングコストにつきましては、肥料等の原材料費が15万円、電気、水道の光熱水費が2万5,000円、土地賃借料等で13万円、第1または第2農園ユニバーサル対応費としまして50万円、事務管理費等で34万1,000円、合計114万6,000円となっております。

いまして、合計2,864万6,000円を令和3年度当初予算に計上予定でございます。

5番目、収益計画でございます。

まず、1つ目の収穫量につきましては、6年目までは徐々に収穫量が増加し、7年目からは1本の木に対しまして約5キロが収穫できると試算してございます。なお、天候等による育成情勢の悪化も考慮いたしまして、収穫量は60%を実収穫量として考えてございます。

2番目の売上げにつきましては、第1・第2農園はブルーベリー狩りによる収益とし、大人2人、子ども1人を標準の1家族として試算してございます。第3農園につきましては、生産拠点として収穫による収益とし、収穫量に対し1キロ当たり3,000円で出荷するものとして試算してございます。

ランニングコストにつきましては、第1から第3農園合わせて300万8,000円と想定してございまして、試算では、令和6年度には収益がランニングコストを上回り、以降は自走できるものと想定してございます。

6番目の今後のスケジュールでございますが、本日、議員全員協議会でご説明させていただき、3月議会で当初予算を計上させていただきます。令和3年4月から第3農園の整備工事に着手させていただきまして、令和5年7月頃から第3農園の収穫を本格稼働する予定となっております。

説明は以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、第1農園、第2農園については初期投資というのはなかったんですか。いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）第1、第2農園ともに支援はさせていただいてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その金額を言っていただけますか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、予算額のほうで、平成30年度に760万円です。令和元年度に76万8,000円、令和2年度に530万2,000円となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ランニングコスト以外に、だからトータルすると1,300万円余りですか、それぐらいの初期コストを第1、第2農園にも使っているということですよ。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）そういうことでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その上に、さらに今回2,750万円をかけて第3農園を整備するということになってくるので、もともとブルーベリー農園を始めるときにもいろいろ議論はございましたけれども、いよいよブルーベリーで特産品を作る、恐らくブルーベリージャムとかそういったことなんだと思いますが、それを本格的にやろうと思うと今の第1、第2農園ではちょっとブルーベリーの量が足りない。そのために第3農園を整備して、本格的にちゃんと売れるような、そういうブルーベリーの特産品を作っていくということで第3農園を整備するんだということで、それはそれで一定、筋は通っているんですが、正直なところ、グリーンパークが主体となってやっていると。グリーンパークというのは、我々が知っている範囲では少なくとも営利団体ではないし、皆さん働いている方が老後の趣味と実益を兼ねてちょっとやっておられるという方々の集まりで、そういうグリーンパークをお願いしているんだと言っているのか、ちょっとよく分かりませんが、グリーンパークが運営しているブルーベリー農園の事業で、向こうのほうからこういう申出があつて第3農園を

整備するということになったんでしょうが、見通し的に大丈夫かなと。

正直なところ、あちこちで、いろんな地方でそれぞれ特産品というのは作られていますよね。多くの場合はそこで何か会社組織にするとか、やはりそこでちゃんともうけるんだという、そういう主体性がないとそんなにうまくいかないと思うんですよ。だから、グリーンパークで果たして本格的にランニングコストを上回るような売上げをつくれるのかなと、そういう心配があるんですが、その辺はどうなんですか。これだけのさらなる補助金を出して大丈夫ですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、ブルーベリーを特産品にというのはグリーンパークだけがおっしゃっていることではなくて、我々町としても進めている項目でございますので、今後の展開につきましても、グリーンパークだけにお任せするのではなく、販路の拡大等も我々も当然協力して進めていきたいというふうに考えてございます。

ちなみに今年度、「くまとりやもん♪」という事業もさせていただいているんですが、そちらのほうでも、もう既に今年度収穫できたブルーベリーを使ったスイーツ等も、スイーツ店のほうと相談させていただいて3品認定をさせていただいてございますし、今後そういうような形で、まず町内のスイーツ店などで募集いただいたりとか、あとは実際の生のブルーベリーを出荷していったりとか、その辺でグリーンパークと協力しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、若干補足させていただきます。

まず、1点目、坂上議員は、そういうような高齢であるといった担い手のところも心配されておられるかと思えます。そこは私どももこういうふうに支援するに当たっては懸念しておったところでございますが、グリーンパーク熊取のほうでも、こういうふうに新たに拡充していく中で、パークへの加入も含めまして新たな担い手を確保した上で取り組まれるというふうに確認しております。

もう一点、特産品のところでございますけれども、将来的にはそういうふうなジャムであったりとかというのは当然考えられるところなんですけれども、まず、今現状の場所等で加工施設を造るという形になると、また様々なハードルがございます。今回ご提案させていただいている第3農園につきましては、こちらはもうブルーベリー狩りは一切させずに、生産拠点とまず想定しているものでございます。ここで取れたものをグリーンパークが何か加工して販売するとかいう形ではなくて、先ほど課長がご説明させていただきました町内のスイーツ店であったりとか、そういうところに出荷するための拠点というふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）いろいろ投資的経費、栽培費とか工事請負費、ある程度まとまった金額になっているんですけども、これ、全て単費ですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）単費で考えてございます。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）既にシステムのほうでご覧になっていただける形になっているかと思うんですけども、今回、令和3年度からのこの事業の分については、ふるさと応援基金を活用して、財源として一旦は予算を組ませていただいているような次第でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ある程度継続的に今後栽培して販売していくということなんですけれども、民間が絡んでいるということも含めて、政府が進めている地方創生の交付金、これに当てはまると思うんです。そのあたり、どうですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）そちらのほうは、当然この事業を始めるときに検討いたしました。検討した結果、結論としては対象とはならないと大阪府、国のほうから確認を取ってございますので、先ほど東野理事のほうからありましたとおり、ふるさと応援基金、こちらを使ってしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）第3農園ができた段階でブランドの定着というところではどれぐらいの位置まで来ているのかということと、あと、第3農園で生産されたブルーベリーを町内の事業者だけで要は売りさばけるのかということのはどのような見込みですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）先ほどご説明させていただいたように、既に町内のスイーツ店で3品、ブルーベリーを使ったスイーツを「くまとりやもん」のほうへ認定させていただいております。これで終わりではなくて、引き続きスイーツ店のほうにも営業をかけさせていただいて、ブルーベリーを使った品物を何か提案いただけないかというのは進めていきたいというふうに考えてございます。実際のところ、どれぐらいかというふうになるとまだちょっとお答えできる数字はお示しできないんですが、我々職員もグリーンパークと一緒に頑張っていきたいというふうに考えてございます。

量につきましても、今のところ想定でいきますと1,800キロぐらいが第3農園で取れる。成木になってからですと1,800キロぐらい取れる見込みを想定してございます。当然、それだけを全て町内のスイーツ店ということは無理かというふうに考えてございますので、例えばいくらも～るであつたりとかこーたり～なであつたりとか、その辺のほうに卸すというか出荷するという分も含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）もう一点補足ですけれども、町内の事業者だけで賄えるのかということなんです。もちろん、先ほど課長が申し上げたような形で、既に「くまとりやもん」で3品目等、試作品という形で作っていただいているんですけれども、もう一点、これはまだ先の話なんですけれども、実は今月に泉大津市にございます大阪調理製菓専門学校、そちらと包括協定を締結する予定をしております。

こちらにつきましては、熊取町の産業振興、にぎわい活性化というところで何かお互いに協力できることがあればというところで包括提携を締結する予定となっております。そちらのほうで、これはもうブルーベリーだけではないんですけれども、町内の農作物等も含めて、生徒がいろいろそちらで学ばれている中で、熊取町の例えばブルーベリーを使ってケーキ作り、お菓子作りをやっていただいたりとか、そういうふうなこともやっていけたらというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）私のほうから、ブルーベリーについて少しばかりお話しさせていただきたいと思っております。

特産品ということに持っていきたいというふうなことでブルーベリー農園を開設したんですけれども、ブルーベリーの産地が熊取町であるかということが、これからの熊取町のにぎわい活性化に大きく影響を及ぼしてくるのではないかなというふうに思っております。

加工場はいろんな地域であります。カレー屋にしても泉南市で工場があります。ワイナリーにしても羽曳野市以外にもあります。ただ、特産地、生産地が熊取町であるかないかということが大きく宣伝効果になってくると思います。トータル的に考えれば、ブルーベリーの産地が熊取町、熊取

町へ行けばスイーツなりジャムなりそういったものが楽しめるよというふうな総合的な観点から考えていただいた中で、これからのブランドの定着率も考えていていただきたいということになると思います。

2年たちました。本格的にこれから情報発信量を増やして熊取町のブランド力を高めるためにも、もう少しのブルーベリーの生産量が必要になるのかなというふうに思うところです。

そんなことで、なかったタオルに代わる特産品として、民間との協力の下にこれを全庁挙げて大きなブランド、また特産品に持っていききたいなというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ブルーベリーを熊取町の特産品にというところはまたしっかりと私たちも応援していきたいと思うんですが、今具体的に確認させていただきたいんですけども、5番の収益計画のところでは売上げのところなんです。計算根拠がよく分からないので、令和3年から令和4年の売上げを見たときに、第1、第2農園が47万5,000円から令和4年は144万円と3倍近く売上げが上がっていて、第3農園のほうを見ても同じように3年目は3倍近く売上げを上げているという形で計算されているんです。その計算根拠についてを教えてくださいたいと思います。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）すみません、ちょっと説明が足らなかったようで。

まず、今想定ですけれども、ブルーベリーの生育に伴いまして収穫量というのでも徐々に増えてまいります。ちなみに今、想定ですが、まず3年目ですと、取れるのは100グラム程度ということになってございます。ただ、4年目になりますと3倍の300グラム、ブルーベリー1本に対してです。5年目で1キロ、1,000グラム取れるということで、また3倍ほどになってまいります。6年目で3キロ、またここで3倍ということになって、7年目でほぼ成木ということで、1本当たり約5キロを収穫できるというようになっていきます。そういうように収穫量も3倍、3倍ということになってございますので、金額についても3倍と増えることになってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）収穫が3倍になるからということで売上げもそのくらい上がるだろうという、そういう試算をされているところですね。分かりました。その分の中では、先ほど説明していただいたように、「くまとりやもん」をしているところでブルーベリーを売っていただいて売上げにしていただくと入っているかと思いますが、その辺のところ、分かりました。

やっぱり、先ほどもちょっと言っていました、グリーンパークが高齢化している中で、生産者がやっぱり一番気になるのはそこですね。たくさんブルーベリーを作っていくためにはやっぱり生産者がしっかりと携わっていただかないといけないんですが、その辺、グリーンパーク自身の重荷にならんように人材に関しての支援、お金だけの支援ではなくて、そういう作り手の支援というの町としてはしていかないといけないかなと思うんです。その辺のところも何か考えていますか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、人材につきましては、グリーンパーク自身も、先ほど部長からも説明ありましたように人材の確保ということは前向きに検討していただいております。第3農園の開設に向けても、もう既に人材の確保のほうは動いていただいているというふうに報告は受けてございます。引き続き、我々も人材の確保には協力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）そこなんです。だから、町もお金だけではなくて人材確保にしっかりと支援していかないといけないかなと。いろんな人材を確保するための地方創生という、そういうものもあるか

と思います、そういった分の交付金を活用できる。だから、今の項目の中では使えないということだったんですけれども、そういった人材を確保するためのメニューというのはちょっと私もまた探してみますが、そういうものがないかなというふうに思いますので、そういった面の支援というのもまた検討していただきたいと。グリーンパークの負担にならないようお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）議員ご提案のとおり、しっかり検証してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

2番（大林隆昭君）先ほど町長のお話にもあったように、特産品として今、これとって熊取町で何かあるのかというところで、ないならつくらないといけないと。ブルーベリーを熊取町で特産品としてやっていくというのには特に反対というわけではないんですが、ただ、ブルーベリー農園の辺りから野外活動広場、永楽ゆめの森というエリア、今もここに書いてくれているんですけど、奥山雨山自然公園というところのエリア、ブルーベリーだけじゃなくてエリアとしてどういうふう to 持つていくのか。

ブルーベリーを狩りに来た人がどれだけキャンプ場を使ってくれたのか、キャンプ場を使った人がどれだけ永楽ゆめの森公園に遊びに行ってくれたのか、さすがに今の現状で、あのキャンプ場のところからゆめの森公園まで歩いて行くとなると、あの成合の細い道をたまに軽トラがばあっと走ってくるようなところを歩いていくのかと。小さい子どもとか一緒にベビーカーを押していくとなると、やっぱりあの道ではしんどいんじゃないかと。じゃ、どこかに遊歩道を造るとか、やっぱりエリアとしてちゃんと1日遊べる、泊まってもらって2日遊べるというところを確立しないと、ブルーベリー農園を造りましてブルーベリーを売りました、売上げが上がりましたというところだけでは、いつか多分行き着くところは、もうブルーベリーの木が枯れたらどうする、植え替える、もうやめておくというふうになってしまうので、やっぱりエリアとしてしっかりと開発していてもらいたいということと、あと、取れたところが熊取町であればという話やったんですけど、やっぱりできれば加工も可能であれば、今、6次産業にするのであれば補助金は下りると思う。どこか何か加工できるようなところ、直接熊取町で販売できるようなもの、そのエリアで販売所を造る、そのエリアにお店も出してもらおうというふうにしていけば、あのエリアも盛り上がって行って、熊取町で人が呼べるようなところができると思うので、しっかりとこれから先、見据えて取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）大きく3点ほどあったかと思えます。

まず、バーベキュー等も1日遊べるということでご提案いただいております。実際のところ、今、ブルーベリー狩りで大人1,000円頂いているんですが、一応その中には野外活動ふれあい広場も使っていただけるように、今、部署が違いますので料金体系は別ということになっているんですけど、一応1,000円のうちで野外活動ふれあい広場も使っていただけるという仕組みにしております。ブルーベリー狩りを終わった後とかブルーベリー狩りをされる前に、野外活動ふれあい広場を使ってバーベキューしていただいたりとかいうのはご案内させていただいております。

それと、エリアでということですが、これも奥山雨山自然公園と永楽ゆめの森公園は都市整備部の所管になってございますので、その辺は熊取町全体として協議して、議員ご提案を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、加工ということですが、先ほど部長のほうからもあったかと思えますが、いきなり加工までということになりますとステップが飛び過ぎてしまいますので、今は、まずは生産拠点としてちょっと規模を拡大させていただいて、実際に取れるようになればその活用ということで、今はまず出荷というふうに考えていますけれども、当然それ以上に取れたら、次はやっぱり何か加工

とかいうのも検討していく必要もあろうかと思えます。その辺は今、我々も実際に考えているところではございます。ただ、今そこをお示しすることはできませんので、検討しているということをご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、もう一点補足でございます。

先ほど渡辺議員からもございましたように、一足飛びというところで一度にあれもこれもというところで行きますとハードルが高いということも併せて、先ほどのグリーンパークの負担も増えるというところも私どもは考えてございます。

野活を含めたところの活用ですけれども、実際、昨年7月にオープンしたときに、それ以降、グリーンパークのほうで野外活動ふれあい広場を使ってジャム作り体験であったりとか、そういうふうな形の活用というのはパークのほうでしっかり考えてやっていただいているということもございますので、そういうふうな利活用というのもやっていただければと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）第3農園地で作っていかれるということなんで、そこはお客を入れないということなんですけれども、私の知っている農園の方がブルーベリー狩りに行ったときに、やはり短期間にブルーベリーを狩る人手が足りないから、こうやってお客を寄せてブルーベリー狩りをしているんですというお話をされていたんです。そうすると、短期間に人材を集めるというのは大変なことではないかなというふうに感じるんですけれども、その辺については、1,800キロぐらいを何人ぐらいで狩れるのかとか、そういうふうな計画というのはどうなんでしょうか。それは任せてはるということなんですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）グリーンパーク、会員自体は相当数いらっしゃいますので、今現在も結構な人数をかけていただいて、皆さんで維持管理のほうはやっていただいているところでございます。

今のところ、ブルーベリーは約3か月、6、7、8月ぐらいで収穫していくというふうに考えていますので、一月当たりで行きますと600キロぐらいということになってきます。1日当たりで行きますと20キロぐらいを収穫するということになってございますので、人数、今いる会員でやっていただければ無理な量ではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）すみません、もう一点だけ。

ランニングコストの中にグリーンパークの人件費は入っているんですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）お示ししている資料で事務管理費という項目がございます。第3農園もございまして、第1、第2農園の分も事務管理費等ということで、第3で216万円、第1、第2で34万1,000円ということになってございまして、この中に一応人件費に当たる費用も含んでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、ブルーベリー農園管理運営支援事業についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件3、新型コロナウイルスワクチン接種についての件を説明願います。石

川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） それでは、新型コロナウイルスワクチン接種について、現時点での状況をご説明させていただきます。

まず、1つ目の概要についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時の予防接種として、当該感染症の蔓延予防のため、全庁的な体制整備と医師会等の協力体制により準備を進めているところです。しかしながら、確保できるワクチンの量に限りがあり、供給量や接種順に応じて効率的に接種できる体制を構築する必要があります。

現状では、2月14日にファイザー社のワクチンが薬事承認され、17日から医療関係者向けの先行接種が開始、高齢者を対象とした接種を4月1日以降に開始する予定でございます。

なお、この接種は強制での接種ではなく、同意がある場合に限り行われるものでございます。

2つ目に、体制整備についてでございます。

2月1日に町長を本部長とする新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置しました。2月5日に副町長を部会長とする部会、11日には職員88名による集団接種シミュレーションや医師会との連絡会、18日には本部会議を開催するなど、全庁的な体制や関係機関との円滑な連携の下、検討を重ねております。

続きまして、3つ目のワクチン接種についてでございます。

内容については、ファイザー社のワクチンを想定した現時点での状況で、今後、状況により変更する場合がございますので、ご了承ください。

1つ目、対象者につきましては、本町に居住する16歳以上の方となります。

2つ目、実施期間は2月17日から令和4年2月28日までとなっております。

3つ目、接種回数は2回です。

4つ目、接種順位は4つのグループに分けられております。1グループが医療提供体制の確保等を踏まえ医療従事者等、2グループが高齢者、3グループが高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等での従事者、ワクチンの供給量に応じては60歳から64歳の方もこのグループに入ります。4つ目がそのほかの方となっております。

接種券の送付や接種想定時期につきましては表のとおりとなっております。高齢者は3月中旬から下旬に接種券を発送予定となっております。具体的な日程につきましては、国のほうからまだ明らかになっておりません。本町では、国のスケジュールに応じて実施できるよう準備を行っているところです。

5つ目、接種費用につきましては無料となります。

続きまして、2ページをご覧ください。

接種方法につきましては、後ほどチラシを確認しながら説明させていただきます。

7つ目の周知方法につきましては、広報3月号への掲載、4月号広報での折り込みチラシ全戸配布、ホームページや町公式LINEによる周知、個別通知、ポスターやチラシの配架を予定しております。

続きまして、3ページの資料1をご覧ください。

(1) ワクチンの種類と特性でございます。

ファイザー社のワクチンが薬事承認されましたが、アストロゼネカ社、武田・モデルナ社は薬事承認前であり、全て予定の情報となります。

ファイザー社のワクチンで申しますと、管理温度がマイナス75度からプラス・マイナス15度での保管が必要で、接種直前に生理食塩水での希釈も必要です。冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を5日以内に行うこと、室温での解凍では2時間以内に行うことなどや、最小流通単位が195バイアル975回分で行われることなど、取扱いには十分な考慮が必要です。

本町では医療機関への説明会を2月5日に開催したところですが、3月上旬にも開催し、このワクチンの取扱いや接種に係る留意事項について周知を行っていく予定です。

続きまして、4ページをご覧ください。

(2) 接種体制の構築におけるスケジュールのイメージでございます。こちらにつきましては国の今現在のスケジュールとなっておりますので、またお目通しください。

続きまして、5ページをご覧ください。

(3) 熊取町の想定接種体制とスケジュールでございます。

対象者につきましては、国の手引に記載された想定割合から算出させていただきました。全住民を接種率80%の接種といたしますと、全体で7万1,400回の接種が必要となります。

医療機関に各どれぐらいの方を接種できますかというアンケートを行い、その中で接種可能回数から想定いたしますと、医師会のご協力の下、16歳以上を対象といたしますと、9月中には全ての希望の方を接種可能と見込んでおるところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

(4) 熊取町の集団接種の予定についてでございます。

会場の選定に当たりましては、2月11日に企画経営部、総務部、健康福祉部の職員動員による集団接種シミュレーションを実施いたしました。その結果から、昨日の推進本部会議にて、集団接種会場を町民会館ホールと熊取ふれあいセンター1階ということで決定いたしましたところでございます。

本町の体制につきましては、個別対集団の割合を9対1とし、できるだけ近くで安心できるかかりつけ医での個別接種を重視いたします。集団接種は、日曜日を含め個別接種を補完する形で実施していきたいと考えております。

続きまして、7ページをご覧ください。

資料2となります。

この後のページにつきましては、高齢者へ通知する5枚の文書のイメージとなります。

まず、7ページ目は接種券のイメージとなります。

下のワクチン接種1回目と書かれた4つの枠のところをご覧ください。こちらはシール形式になっており、接種後にこの部分を予診票に貼り付ける形になります。右側のメーカーロット番号と書かれた部分は接種済み書となり、接種時にいつどこでどのワクチンを受けたのかを記録するところです。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

こちらは町独自のチラシとなります。

まず、8ページ、接種に係る申込方法を記載しております。

まずは、個別接種で受けられるのか、集団接種で受けられるのかを選択し、個別接種の場合は、基本的には医療機関で直接予約、医療機関の希望により、一部コールセンターや町ホームページからインターネットで予約ができます。集団接種は、町のコールセンターにお電話していただいた予約またはインターネットでの直接予約ができます。接種に際しましては、6ページの接種券を、クーポン券のほう、これを必ず持参する必要があります。

下のところにコールセンターの電話番号を書かせていただいております。3月10日を開設予定といたしまして、平日と土曜日、9時から19時対応とさせていただきます。副反応についてのコールセンターにつきましては大阪府が開設予定と聞いております。

続きまして、9ページをご覧ください。

こちらには接種会場を記載する予定になっております。現時点で、個別接種は町内医療機関、ファイザー社対応が11医療機関、その他のワクチンを含めると14医療機関が対応するとお声を上げていただいております。この情報につきましては順次更新されますので、その際はホームページやLINE等を加えて、順次広報でお知らせさせていただきます。

本来は、この接種につきましては住所地での接種となりますが、本町では3市3町の協力医療機関でも相互に接種することができます。また、長期入院等理由がある場合は他市町村でも対応できますので、手続につきましてはコールセンターにお問合せください。

また、接種につきましては、少なくとも15分、30分その場で健康観察する必要もございます。

続きまして、10ページ、11ページが国作成の統一チラシとなりますので、一部重複する部分がございますが、このチラシについても同封予定です。

12ページをご覧ください。

こちらが予診票となります。1枚だけを送付いたします。2回目の接種につきましては、接種機関で次回の予約も確認した上で受け取るという形をさせていただきます。

続きまして、13ページ、14ページでございます。

こちらはファイザー社用のワクチン説明書となります。ほかのワクチン、モデルナ社やアストラゼネカ社のものになりますと、また説明書のほうは若干ほかで変わることも想定されております。接種に際しましては、必ずこの説明書等をお読みになった上で、接種についての効果と副反応について十分理解の上、接種いただきますようお願いいたします。

最後に、今回のワクチン接種につきましては、ワクチンの供給状況に応じてスケジュールの変更が見込まれるため、国・府の動向を見極めながら対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）短時間にいろいろまとめていただいてありがとうございます。

熊取町が町村の代表として接種のワクチンチームに大阪府で入っているということを聞いております。そういった中でこういう話が出たのかどうか、ちょっと確認だけしたいんですけども、介護職の方々の接種順位を上げてもらいたいというような話が出ているということとか、それと訪問看護の関係とか、あと、そこで訪問看護師、そのあたりが医療従事者に入っているのかどうか。各家を訪問したりするので感染のリスクが高いということで、そういう要望等が出ていると聞いているんです。そのあたり、何か議論はありましたか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）そちらのご意見につきましては、前回行われましたワーキングチームの中での府との意見交換の中でもこのようなご意見が出ているということで、現在の状況では、1ページ目の接種順位のところを見ていただきますと、3番目の高齢者施設等で従事している方、入所の施設につきましてはここで接種することができます。あと、通所のデイサービスであるとかホームヘルパーであるとかケアマネであるとか、そういう方は今この中には入っていないんですけども、例えば、施設等と付随する関係者の方は受けることができます。

あと、医療従事者として訪問看護師に携わる方は、1番の医療従事者のほうに今もう入って、順次接種のほうが始まっているかというふうに思われます。

言われましたご意見につきましては、必要なことだということで、こちらからもぜひ順位を上げてほしいということは府のほうにもお話しさせていただいたところです。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）どうもありがとうございます。リスクの非常に高くして社会貢献されている方については、取扱いをよろしく申し上げます。

それと、5ページの想定接種体制とスケジュールというところなんですけれども、この対象者数のところを全部足したら4万4,600人になるんですが、どこかこれ、かぶっているんですか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）熊取町の住民全部を想定しているのが約4万4,000人になりますので、上記外というところは医療従事者、高齢者施設の従事者を抜いた数をここに入れさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）よく分かりました。

それと、次の6ページで集団接種1回当たり接種予定者が240名ということなんですけれども、日曜日あたりに考えているようなことを今さっき言われていました。やっぱり1時間当たり15分とかで計算をやっても、1つのロットというんか、扱われる人数というのが限定されてくると思うんで、これは何時から何時までやるとかまだ決まっていないうんかも分かりませんが、あと、これによるお医者さんの数というのやっぱり何人か複数要るし、朝から晩までずっと注射を打ち続けるというのなかなか大変やと思うんで、どこかで交代するとかそういうことも想定されていると思うんです。そんなのが決まっていたら教えてください。まだでしたらまだで結構です。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今現在の決まっている部分というか想定している部分となりますけれども、3時間で240名、医師については、診察する方で3名は見込ませていただいております。日曜日でありますと午前と午後合わせて例えば6時間、午前3時間もしくは午前2時間半、昼から3時間半というような形も想定しております、少し時間的にもゆとりを持ちながらさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）最後です。65歳以上の約1万2,600人、これ、8割来ていても1万人ちょっとですね。これを何日間で、1ロットが240名ということであれば、3時間でということやったら1日480人とかそうなりますけれども、1回でもう終わらすというのはなかなか時間がかかるように思うんです。そのあたりは計画どおりいくつもりで進められているのかな。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）医療機関の個別の接種可能件数のほうが、先生方にアンケートを取ったところ、インフルエンザの一番最盛期をもう少し頑張っていたかのような形でいくと、月にインフルエンザで熊取町の今年度お払いしたのだけでも6,000件、7,000件という回数をやっております。それ以外に二十歳から64歳までの方は実費で受けられている方もいらっしゃいますので、医療機関が本当にご協力いただくことで、ある一定の件数というのは見込まれるのではないかと考えております。そこから積算しまして、熊取町で月に1,000件程度実施しますと、ある一定高齢者については2か月から3か月程度で実施できると積算して、集団接種の回数というのを決めていきたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）すみません、私、勘違いして、個別接種がそれだけ、六、七千人あるから、残りの分、3,000人とか4,000人が集団接種という考え方でええということですね。分かりました。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）すみません、すごく細かい質問なんです。

説明の中でもありましたし資料にも書かれているんですが、クーポンのことなんですけれど、最初の説明で「熊取町住民の皆様へ」というワクチン接種のご案内の中で、クーポン券については「切り離さずにお持ちください」と書いてあるんですが、一方で予診票のところにはクーポンを貼付してくださいと、切り取って貼付するというふうになっているんです。これはどう解釈したらいいんですか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず、ご本人がお持ちする際には、切り離さずにお持ちいただきます。切り離すのは、医療関係者が接種後にそちらのシールを剥がして、その方が受けたということが分かるように予診票にその部分を貼る行為になりますので、ご本人が貼るのではなく、

接種をするこちらの接種機関の者がそこを対応するというふうに考えていただけたらと思います。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、ここに書いてあるのは誤解を招くおそれがあるんじゃないかという気がしたんです。「左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに貼り付けてください（クーポン貼付）」の欄があるんで、多分これ、自分で切って貼り付ける人が出てくるような気がするんです。それは大丈夫ですか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）そのような方もいらっしゃるのではないかと今のお話を聞いて考えますので、医療機関の皆様への周知をプラスしまして、4月号広報、折り込みさせていただくチラシのほうにも一言、そちらの注意事項のほうには付け加えさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）1ページのところで、よく今、国のほうでも審議している内容で、どうなっているのかなというところが分からないところがあるんですが、接種順位、クーポン、まず高齢者の方からということ、今さっきの説明では、看護師とかは医療従事者に入るということだったんです。2番目の高齢者、早くても4月1日から接種ということ、3月下旬にはクーポンが行くということなんですけれども、高齢者の施設の従事者は3番、その後というふうになっていますよね。自宅でいては高齢者の方でも家族の方とか介護されている方とかおられて、その方が病院に連れて行った場合とか、そういうときに一緒に接種できないかとかいうような、そういったことも質問されているのをちょっと見たんですけれど、国会の中でも。それというのは、やっぱりクーポンがなかったらできないということでしたか。どうなんですか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）まず、医療従事者の方、あとは高齢者施設等で従事されている方につきましては、クーポンが配布されていなくても、事前にどなたが受けられるという調査がございまして、それを提出して、この方はここで従事されている方ですという証明を持っていけば受けることができます。

先ほど言われました、まだ接種の番になっていないけれども高齢者を連れていったご家族の方というふうになりますと、やはりそこについてはクーポン券が届いてからという形になるのではないかと。やはりワクチン自体が限りがございまして、今、大ざっぱに65歳以上、早くとも4月1日以降と書かせていただいておりますけれども、接種につきましても、そこをまたもう少し区切った年齢で順次行っていくということも想定されておりますので、その中で若い方が先に受けるということがそのときにできるのかどうか、今のところ分かりません。できましたら、一般の住民の方はクーポン券が届いてからということ、今のごところお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そしたらまた別にというところで、まずは高齢者の方優先が基本というところで理解させていただきました。

あと、泉佐野泉南医師会で協力していただくので、個別接種につきましてはそれぞれかかりつけ医、どこでも3市2町は受けられるということなんですけど、これは後の若い人になるかと思うんですけども、働いている方が大阪府内じゃなくて、住所は大阪府なんです、住民票は。でも3市2町以外、そういうところで働いている、例えば府外で、ちょっと相談を受けたんですけど、働いていて、そういった場合は府外の医療機関でも受けられるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今回の11ページのところをご覧ください。

国のほうの資料のチラシになります。そちらのほうに、住民票がある場所以外での接種についてというところがかかれております。中には、学生の方も含めましてお住まいが住所地と異なる方については、実際のお住まいの地域でワクチンを受ける場合がございます。その分につきましては一定手続というものが必ず必要になりますので、その手続を踏んでいただいた上で接種ということは可能になるかと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、案件3、新型コロナウイルスワクチン接種についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件4、熊取町シルバー人材センター・総合保健福祉センター・老人福祉センター個別施設計画（案）についての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、熊取町シルバー人材センター・総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）・老人福祉センターの個別施設計画（案）についてご説明させていただきます。

資料につきましては、データには計画案と概要をつけさせていただいております。

1ページから3ページの概要の資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは、第1章、背景と目的につきましては、平成29年2月に熊取町公共施設等総合管理計画を策定し、その後、国のインフラ老朽化対策の今後の取組として個別施設ごとの長寿命化計画を策定するよう働きかけがあり、個別施設計画を策定することとなった背景と、目的としましては、施設の修繕箇所や修繕計画を明確にし、集約化や長寿命化における中長期的な経費の軽減や平準化、今後の改修時期等を想定した計画的かつ適切な維持管理を行い、将来的にも可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、安全・安心な施設環境の確保を行うこととさせていただいております。

次に、計画の位置づけにつきましては、先ほど申しました熊取町第4次総合計画を上位計画とし、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、本町のまちづくりに関する各種計画や方針と連携、整合を図るものとしております。

なお、この個別施設計画につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく個別具体の計画として位置づけるものとしております。

計画の期間でございますが、2020年から2036年といたします。

次に、第2章ですが、第2章から、第1編から第3編に分けた各施設の個別計画の記載となります。

1つ目として、対象施設の現状と課題についてですが、各施設の概要を表にして記載させていただいております。

2ページをご覧ください。

各施設についての概要を簡単にご説明させていただきます。

まず、1つ目の施設としてシルバー人材センターでございますが、昭和57年に山の手台地区の下水処理場として建築、21年が経過した平成15年には、熊取町シルバー人材センターの事務所と作業場として無償貸与し活用するため大規模改修を行い、その後、改修から17年経過しております。また、施設の維持管理に伴う修繕等につきましては、無償貸与している熊取町シルバー人材センターにおいて行っております。

次に、2つ目の総合保健福祉センターでございますが、平成11年7月に建設され、保健福祉分野の総合窓口、健診や相談が行われる保健センター機能兼教室や介護予防事業、自主活動グループによる活動や講演会等、広く活用されております。また、平成12年3月には災害時等の福祉避難所として位置づけられ、これまでに台風時の避難勧告の際にも活用されております。

施設の現状につきましては、おおむね良好な状況であり、外壁タイル貼りの部分の汚れや、建物に付帯する造作物に部分的に劣化が散在される状況となっております。また、建築から20年が経過し、設備の点検や雨漏り等に対しては適時補修を行いながら維持管理に努めております。

続きまして、3つ目の老人福祉センターでございますが、老人福祉法第15条第5項の規定に基づきまして、無料または低額な料金で各種相談に応ずるとともに、高齢者に対しての健康増進、教養の向上、レクリエーションのために設置されまして、昭和50年4月より事業を開始しております。また、平成15年より大阪府熊取オフサイトセンターのプレスルームとしても指定されております。

施設の現状につきましては、昭和49年に建築以降、平成2年度に壁の吹きつけ塗装等の改修後30年が経過し、また、施設に整備されているエレベーターにつきましては、平時の保守点検では動作は良好であるものの、設置から37年が経過し、修繕部品の供給期限が令和5年となっております。修繕対応できない時期が迫っている状況となっております。

なお、センターと隣接する公民館、町民会館では2021年より大規模改修等の基本計画に着手する予定になっており、その改修の際には、センターへ連結している渡り廊下を撤去することとなっております。

施設の概要については以上となります。

続きまして、2番目の長寿命化対策の考え方についてでございます。

施設の劣化や破損の状況に応じて対応するこれまでの事後保全型の手法から、修繕の目安周期をあらかじめ計画し、その周期に沿って補修等の工事を行う予防保全型の管理を行うことにより、施設等の長寿命化が図られ、維持管理に係る総コストの面では有利になるという考えを記載しております。

また、施設の種類や用途、部材の特色に応じまして、予防保全、事後保全等を適正に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図ることについても記載しております。

続きまして、3ページをご覧ください。

対策内容と実施時期等をお示ししております。

各施設とも、基本的には建物の主要構造物の改修を軸に、改修費用が多くかかるものを主に計画に記載しております。

対策内容におきまして、まずシルバー人材センターと老人福祉センターにつきましては、長寿命化対策に係る内容となっております。ふれあいセンターにつきましては、規模が大きい施設となりますので、老朽化対策と福祉避難所としての災害に強い施設及び設備の整備、適切な施設維持管理の3つの対策に分類して計画へ記載しておるところでございます。

実施時期につきましては、予防保全とした考えは計画的に実施し、事後保全としての考え方については適切な維持管理を図るとして記載しております。具体的には、シルバー人材センターにつきましては屋根や壁等の改修、総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）におきましては空調設備の更新、外壁や屋根の改修、自家発電機の更新、窓ガラスの強化、エレベーターの更新、天井の改修、床の改修、照明設備のLED化、その他の改修が見込まれます。老人福祉センターにつきましては耐震補強工事及びエレベーター更新の改修、外壁・屋根の改修を見込んでおります。

次に、長寿命化対策を進めるに当たってでございますが、長寿命化対策の考えによる対策を講じるとともに、本町を取り巻く社会情勢や高齢者に対する国の施策、本町の財政状況と国・府の財政支援措置などに応じて、適宜柔軟に対応していくことといたします。

このような考えの上で、次の3つ目、計画期間内に要する対策費用及び総合管理計画と本計画の対策費用の比較をご覧ください。

本計画期間の公共施設等総合管理計画に示される更新や建て替えの費用及び大規模改修費用と、本計画における長寿命化対策の推進に係る費用の比較を掲載しております。それぞれの比較については、表のとおりとなっております。

シルバー人材センターの対策費用が2,200万円、総合管理計画と本計画との対策費用の比較については1億5,700万円、熊取ふれあいセンターの対策費用は4億4,500万円、総合管理計画と本計画との対策費用の比較については1億9,200万円、老人福祉センターにつきましての対策費用が7,100万円、総合計画との対策費用の比較につきましては1億3,800万円となっております。

最後に、第3章、計画の推進でございますが、実施計画の運用方法としてPDCAサイクルにより計画の進捗を管理していくこととしております。

以上で、本計画の説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）計画の本編のところの15ページですか、老人福祉センターのところですけども、ここの利用者数と、公共施設等総合管理計画の56ページなんですけれども、そっちの老人福祉センターの利用者数が、多分数え方が違うと思うんですけど人数が違うので、純粋に1日に来た人の数を知りたかったらどっちの表がいいんですか、教えてください。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）1日当たりの数で今回の計画では示させていただけておりませんが、こちらの方で集計のほうでさせていただいた数字でいきますと、マッサージ機やヘルストロンの利用につきましては1日当たり、合わせて50人程度は利用されているという状況でございます。プラス、ほかの部分につきましては1日当たりでは出ておりませんので分かりませんが、マッサージとヘルストロンについては今のところそういう形で出ております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）何かどっちの資料を、公共施設総合管理計画に基づいての資料やと思うんですね、今回の個別計画というのが。そこで数え方が違ったらちょっと分かりにくかったなというのが一つあります。

公共施設等総合管理計画の中では、平成26年では6,700人ぐらい、平成27年も6,500人ぐらいになっているんですね、目的別利用者数が。今回の計画やと老人福祉センターの利用者数がいろいろ足して平成27年も平成26年も1万6,000人をちょっと超えていますけれど、増えているので、何かちょっと比べにくいというか、よく分からないなというのが印象なので、できたらそろえていただきたかったなという意見です。

議長（矢野正憲君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）ご意見賜りましたので、そろえるようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件4、熊取町シルバー人材センター・総合保健福祉センター・老人福祉センター個別施設計画（案）についての件を終了いたします。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時30分まで休憩いたします。

（「15時08分」から「15時30分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件5、熊取町立保育所・学童保育所個別施設計画（案）についての件を説明願います。

藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）それでは、熊取町立保育所・学童保育所個別施設計画（案）について説明させ

ていただきます。

説明につきましては、資料の1ページから4ページに計画本編の概要をまとめておりますので、それを使って説明させていただければと思います。

まず、1ページ、第1章、背景と目的、計画の位置づけ、計画期間については、先ほどご説明のありましたシルバー人材センター等の個別施設計画（案）と同様の内容となっておりますので基本的に省略させていただければと思いますが、何点かだけすみません、目的なんですけれども、修繕箇所や計画を明確にすることで、施設の長寿命化などにおける中長期的な経費の節減や平準化、今後の更新を見据えた計画的な維持管理を行うというもの、町立については、近年、計画的に大規模修繕に取り組んでおります。令和4年度に予定の東保育所の大規模改修の実施をもって全て完了するというところでは、民間園につきましても、現在さくらこども園の建て替えが進行しております。それが完了すれば全て完了するというところでございます。

その下、第2章、対象施設の現状についてです。

町立保育所につきましては、東保育所の48年経過をはじめ、40年以上経過した施設が多くなってございます。学童保育所につきましては、西暦2000年代に建設したものがほとんどとなっております、それほど年数は経過してございません。

なお、現在多く利用しているレンタルユニットハウスについては、こちらのほうには含んでおりません。

続きまして、2ページをご覧ください。

1、町立保育所です。

現在、町立のほうは4園開所しておりますけれども、維持管理については、一定期間をめぐり老朽度に応じて改修を行うことで長寿命化を図ることを基本と考えております。機能、総量については、これまでに2園の民営化と2園の廃園、2園の民間園の開設を経て、令和4年からの西保育所の民営化によって町立のほうは3園体制での運営となります。

2、学童保育所につきましては、これまで待機児童を出さないということを目指し、条例に定める基準の配置規模、1クラブ当たりおおむね40人以下の定めがあるんですけども、そちらの達成に向けて施設整備を進めてまいりました。しかし、人口減少、少子化ということも考えた中で、施設整備については、新設を常設という形ではなくて、維持管理や修繕、撤去までの対応を含んだレンタルユニットハウス方式への運営を基本に採用してございまして、待機児童対策と利用者数の変動に柔軟に、フレキシブルに対応できるような工夫に努めてきたところでございます。

第3章、管理に対する基本方針については、ほかの公共施設と同様に、施設の適正な維持管理と性能確保、長寿命化と適正な更新などを基本方針としております。

続きまして、3ページです。

第4章、長寿命化対策と優先順位の考え方についてでございます。

施設の長寿命化を図っていくことを基本に考える中では、早い段階で予防的な修繕を行うことで、機能の保持、回復を図る予防保全型維持管理が必要と考えております。

町立の大規模修繕につきましても、老朽の度合いであつたり緊急性を踏まえまして、大規模修繕を行う保育所を検討してまいりました。結果、改修の年次を見直しまして、年次的には古いんですけども、東保育所より西保育所を優先して、次年度、令和3年度に大規模修繕を行うこととしております。

対策の内容につきましても、長寿命化を目指していく中では、特に屋根、外壁、水回り、床など施設の基礎となる部分、基本となる部分への対策を重視した取組で考えております。

第5章、対策費用等についてですが、まず町立保育所です。

改修や建て替えのスパンにつきましては、前の改修の15年後に次の大規模改修、さらに、その15年後に建て替えという想定を描いております。結果としまして、目標耐用年数は60年以上、70年近くまで延命したいというふうに考えております。

4ページをご覧ください。

学童保育所です。

学童保育所は、建設から25年後をめどに初めての大規模修繕、次はその15年後、改修の②、2回目、さらにその15年後に建て替えというところを想定しております。目標耐用年数を60年というところで捉まえております。

最後に、第6章、実施計画の運営方法についてでございます。

先ほどのシルバー人材センター等とも同様なのですが、いわゆるPDC Aサイクルによって進捗管理をしていきたいと考えております。また、必要に応じた計画の見直しやフォローアップを行っていきたいと考えております。

なお、この計画につきましては、本日説明させていただいた後、2月中をめどに計画策定というふうに進めていきたいと考えております。計画の後にはホームページ等で、ほかのこれまで策定された個別計画同様に公表していきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件5、熊取町立保育所・学童保育所個別施設計画（案）についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件6、いきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（案）についての件を説明願います。根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）それでは、いきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（案）の概要についてご説明させていただきます。

資料は、A3横の資料1枚物とA4、2枚物になっております。

この資料は概要版と計画の案になっておりまして、冊子と両方を見ながらご説明させていただきます。

それでは、1、計画の概要でございます。

計画書では、第1章、計画策定の背景を記載しております。

本計画策定に当たっては、団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、要支援、要介護認定などの支援が必要な方の増加、多様化する一方、地域社会の担い手が減少します。このような状況を踏まえ、本町では、介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながりの強化等を通じて、介護保険の持続可能性を高めます。

さらに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムを進化、推進するとともに、それを基盤とした地域共生社会の実現を目指し、いきいきくまとり高齢者計画2021を策定するものです。

恐れ入りますが、計画（案）冊子の2ページをご覧ください。

2、本計画の法的な位置づけでございます。

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画について、そのサービス見込み量を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

次に、3、本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

次の3ページをご覧ください。

4、他計画との関係についてでございます。

本計画は、総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、その他、保健、医療、福祉または居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定を行いました。また、大阪府高齢者計画等、大阪府の策定する計画との整合性を図っています。

続きまして、4ページをご覧ください。

5、計画の策定体制でございますが、(1)高齢者の現状を把握するための実態調査でございます。本計画を策定するに当たり、高齢者を取り巻く現状を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめ各種調査を実施し、計画の基礎資料としました。

次に、(2)計画策定に向けた協議の場の設置です。本計画策定の協議の場として、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表などで組織する高齢者保健福祉推進委員会をはじめ、各種施策を推進するための検討委員会を開催し、意見反映に努めました。

続いて、(3)パブリックコメントの実施です。幅広い方々からの意見を反映するため、令和3年1月4日(月)から18日(日)までの間、パブリックコメントを実施しました。

少しページをめくっていただきまして、8ページをご覧ください。

8、第8期計画における国の基本指針でございます。

第8期計画策定に当たり、国から基本指針7つが示されております。1つ目は2025・2040年を見据えたサービスの基盤、人的基盤の整備、2つ目は地域共生社会の実現、3つ目は介護予防・健康づくり施策の充実・推進、4つ目は有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、5つ目は認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、6つ目は地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、7つ目は災害や感染対策に係る体制整備となっております。この指針を踏まえ、第8期計画を策定しております。

すみません、概要版にお戻りください。

2、熊取町の高齢者を取り巻く現状についてでございます。計画書では、11ページ以降、第2章に記載しております。

計画(案)冊子23ページをご覧ください。

本町の人口、世帯数推移及び要支援・要介護者、介護職員の必要数の推移などから見えてくる課題をまとめております。

(1)人口推計から見えてくるものとして、総人口は今後も減少傾向が続く一方で高齢者人口は増加傾向で、高齢化率も年々上昇し、その結果、高齢者1人当たり現役世代約1.5人が支える肩車式の社会が到来することになります。

次に、(2)認定状況から見る介護人材の必要数についてでございます。要支援・要介護認定者は増加傾向が続いており、特に軽度者が増加していくことが見込まれることから、身近な地域で社会参加やフレイル予防に取り組むことが高齢者の健康寿命の延伸につながる、また、介護現場を支える介護人材の中長期的な推計を見ると、最大で現在の1.5倍以上の介護人材が必要となることが予想されます。専門職のみでは介護を支えることが困難になります。そのため、従来の支える側、支えられる側という関係性を超えた、人と人、社会のつながりの中で、元気な高齢者が介護の一翼を担う地域づくりが重要となります。

続いて、24ページをご覧ください。

先ほど計画策定の体制の中にもありました高齢者等の現状を把握するための実態調査の一つで、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。対象者は65歳以上の要介護認定を受けていない方1,000名、要支援認定者全員、事業対象者全員に郵送により実施し、有効回答率は70.4%でした。

調査結果から見る現状と課題としましては、主なものとしましては、健康づくり・介護予防では、外出のきっかけづくりと身体機能の維持・向上のための取組を併せて行う必要があります。また、病気の予防や健康づくりの取組を求める人の割合が高く、健康づくりが身近なものとなるよう、介護予防の拠点であるタピオステーションのさらなる周知と展開が重要となります。

25ページをご覧ください。

社会参加では、地域づくりに参加意向のある高齢者は5割以上、お世話役として約3割となっています。このような結果から、意欲のある人を活動につなげる支援が必要となっています。

続きまして、認知症については、物忘れがあると感じる人は前期高齢者でも3割以上、後期高齢者ではさらに多い5割以上となっていることから、認知症予防の取組が重要となっています。

26ページをご覧ください。

在宅生活の継続については、約3割の人が最期を迎えるときは自宅で暮らしたいことを望んでいることから、高齢者の暮らしを支える在宅福祉サービスを充実させることが必要です。

少し飛びまして、40ページをご覧ください。

在宅介護実態調査です。

対象者は在宅介護を受けている要介護・要支援及びその家族に対して、調査時の聞き取り及び郵送により実施しました。有効回答率は58.1%でした。こちらのほうは、コロナ禍での調査になりましたので、回答率が少し低めになっております。

調査結果から見る現状と課題としましては、介護者負担の軽減については、レスパイト機能を有するサービスとともに相談支援等の充実が求められています。続いて在宅限界点については、介護者が不安を感じる介護の解消となるための取組が必要となっています。介護離職については、介護者が仕事と介護を両立できるよう支援する必要があります。

46ページをご覧ください。

3つ目の調査になりますが、この調査は介護人材や総合事業の方向性に関する調査となっております。町内の居宅介護支援事業者や訪問介護・通所介護事業者対象に実施し、それぞれの有効回答率は、居宅介護事業者では76.5%、訪問・通所事業者では93.8%でした。調査結果から見る現状と課題としましては、介護サービス利用者の自立支援重度化防止の視点に立ったケアプランを作成できるよう支援する必要があります。介護人材の確保については、介護職の魅力発信や介護現場のイメージの刷新が重要となっています。

恐れ入ります。49ページをご覧ください。

この調査は、本町の医療・介護連携ネットワーク連絡会、通称ひまわりネットの会員122名に実施し、有効回答率74.6%でした。

調査の内容は、医療・介護連携における取組について調査したものです。

調査結果から見る現状と課題としましては、医療と介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための情報発信や、介護人材及び在宅診療医師などの人材確保が課題となっています。

恐れ入ります。概要版にお戻りください。

1枚目の下のほうをご覧ください。

本町の高齢者の取り巻く状況や先ほどのアンケート結果を踏まえ、第8期計画における重点課題としましては3つ挙げさせていただいております。1つ目は介護予防・健康づくりの充実、2つ目としましては認知症施策の推進、3つ目は担い手の育成とし、重点的に取り組んでまいりたいと思います。

恐れ入ります。概要版2枚目、A3判をご覧ください。

3、令和3年度から令和5年度で取り組む施策体系でございます。計画書では57ページから83ページに記載しています。

第8期計画の基本理念については、第7期計画の基本理念である「高齢者が尊厳をもち、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくり」を、引き続き本町の高齢者の状況や重点課題を踏まえた施策を推進してまいります。

具体的は計画の推進につきましては、基本目標を6つ挙げさせていただいております。

1つ目は、いきいきと元気に暮らせるまちづくりでございます。施策の展開としましては4つご

ざいます。その中でも、ヒマワリのマークをつけて第8期計画の重点取組と位置づけ、施策の充実を図ります。ヒマワリマークの重点取組につきましては、右側に取り出して説明をしております。

それでは、ヒマワリマーク1つ目の介護予防・自立支援の推進につきましては、サブタイトルとして「～地域でフレイル予防！ひろげようタピオステーションの輪～」を合い言葉に、住民への普及啓発を行ってまいります。

こちらを重点取組としましたのは、タピオステーションの参加の効果として挙げさせていただいていますように「タピオステーションの参加は、介護予防に効果てきめん！」ということで書かせていただいております。本町の要支援・要介護認定を受けている方のうち介護サービスを実際に利用している方は7割ですが、タピオステーションに参加している要支援・要介護認定を受けている方は、そのサービス利用割合は約5割にとどまっています。また、サービス利用者が前回の認定結果より悪化しているのは、認定者全体で約2割であるのに対してタピオステーション参加者では約1割5分にとどまっています。このようなことから、タピオステーションに参加し、多くの方々と交流し身体を動かすことは介護予防に効果があると考えられます。このことも参加者や住民の皆さんに発信していきたいと思っております。

こちらの介護予防・自立支援の推進について主な施策展開としましては、タピオステーションの全地区への展開、町内大学や関係機関との連携と担い手の育成、地域リハビリテーション活動支援事業の推進を重点的に取り組んでまいります。

続いて、2つ目の介護予防・生活支援サービス事業の充実につきましても、ヒマワリマークをつけ重点取組としました。こちらは「～ふれあい元気教室でめざせ若返り～」を合い言葉に、健康寿命の延伸を目指し、ふれあい元気教室から始まる介護予防として教室の充実を図り、介護予防、自立支援、重度化防止に取り組み、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。

次に、3、健康まちづくりの推進、4、生きがいづくりと社会参加の推進につきましては、第7期計画の事業を継続、推進していきます。

次に、計画書では81ページに記載しております基本目標2、支え合い・助け合って暮らせるまちづくりについての施策の展開につきましては、1、地域支え合い体制の整備についてでございます。こちらのほうは、令和2年度から社会福祉協議会の地域づくりの支援員（CSW）をはじめ、関係各課の専門職が連携しながら住民主体の取組を支援し、地域共生社会の推進を図ります。

2つ目の高齢者の見守り支援につきましては、今後も、みまもりアンケートから見守りが必要な独居高齢者の方やフレイル状態またはフレイルになる可能性が高い高齢者を、介護予防事業であるふれあい元気教室、タピオステーション等につなぎ、重度化防止に努めます。また、民生委員や地区福祉委員と連携し、引き続き地域の見守りネットワークの構築に努めます。

3つ目の地域包括支援センターの機能強化につきましては、身近な地域で気軽に相談できる出張相談窓口を設置するなど、いつでも相談できるよう体制づくりの強化に取り組めます。

4点目の地域ケア会議の充実につきましては、自立支援型会議の充実を図り、利用者の状態に応じた自立支援、重度化防止に向けたケアプラン作成につなげるよう努めます。

5点目の権利擁護の推進については、地域包括支援センターや関係機関と連携し、高齢者の権利を守ります。また、高齢者虐待の防止及び早期発見に努め、住民の高齢者虐待防止の知識や理解の普及啓発に努めます。

続きまして、基本目標3、自宅で安心して医療や介護を受けられるまちづくりの施策展開については、計画書（案）97ページから100ページに記載しております。

1点目の在宅医療・介護連携の推進の施策展開につきましては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後も増加することが見込まれるため、多職種間の連携をより広げ、在宅療養を安心して選択できるよう、体制構築に努めます。

2点目の町民への啓発については、医療や介護の相談が効果的に行えるよう支援します。また、人生会議についての普及啓発にも取り組めます。

続きまして、基本目標4つ目の認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの施策展開については、計画書（案）101ページから111ページに記載しております。

1点目の認知症に対する理解の促進と支援体制の構築は、第8期計画の重点取組とし、ヒマワリマークをつけて、サブタイトル「～つながり ささえあい チームオレンジで！～」を合い言葉に住民の普及啓発を行ってまいります。

具体的な内容は、認知症サポーター養成講座を定期開催するとともに、地域のタピオステーションなどに出向き普及啓発に努めるとともに、幅広い世代や機関へもサポーター養成講座の開催に取り組みます。また、ステップアップ講座を開催し、チームオレンジの構築に努めます。

2点目は、予防・社会参加の促進です。

具体的な施策展開としましては、若い世代からの健康づくりの取組が将来の認知症予防につながるため、健康づくり部門と連携し、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組について検討します。また、生活習慣病の予防・管理、社会参加による社会的な孤立の解消や役割の保持が認知症に効果があると言われていることから、今後も身近な地域で健康づくり、介護予防に取り組めるタピオステーションの充実を図ります。

3点目として、医療・介護が受けられる体制構築の施策の展開の具体的な内容は、認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障がいに関する知識の普及啓発を進め、適切な機関に相談できるよう関係機関との連携強化に努めます。また、認知症に対する早い気づきと重度化防止を目指して、関係機関や地域への積極的な広報活動に努めます。

続きまして、4点目、認知症に理解ある共生社会の具体的な施策展開としましては、地域で認知症の方への対応ができるよう、認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。さらに、各職域においても認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方への理解と対応ができる地域づくりに取り組みます。

続きまして、基本目標5つ目の安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりの施策展開については、計画書（案）113ページから116ページに記載しております。

1点目の災害時における高齢者支援体制の確立の具体的な施策展開としましては、災害時に、より多くの支援対象者が安全に避難できるよう取り組んでいきます。感染症や災害時においても継続的なサービス提供をするため、介護・医療等の関係機関の連携体制や対応を検討します。防災対策においては、介護事業所等において災害に関する具体的な計画を策定するよう促します。また、感染対策については、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発症時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時においてもサービス継続するための備えが講じられているか確認する仕組みづくりを行います。

2点目の住まいとまちづくりに関する施策の推進については、関係機関や町内の関係部署と連携し、高齢者や障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

最後に、基本目標6つ目の福祉・介護サービスの充実強化の施策展開については、計画書（案）117ページから133ページに記載しております。

1点目の介護保険制度の適正・円滑な運営と2点目のサービス提供体制の確保につきましては、第7期計画の取組を継続実施し、利用者が安心して介護サービスが利用できるように質の向上を図ります。

3点目の家族介護者への支援につきましては、介護者への負担軽減となるよう介護教室の開催や、一時的に介護から解放できるよう家族介護交流事業を引き続き実施してまいります。

以上で、第8期の施策展開につきまして説明を終わらせていただきます。

次に、計画の冊子の第5章、介護保険サービスの見込みと介護保険料について、引き続き説明させていただきます。

介護保険サービスの見込みと介護保険料についてでございます。

1、給付の状況を説明させていただきます。

第1号被保険者1人当たりの給付月額については、平成30年の第1号被保険者1人当たりの調整給付月額の状況を見ると、在宅サービスの給付月額は1万4,574円、施設及び居住系サービスは8,634円となっており、在宅サービスについては全国1万600円、大阪府1万3,952円に比べ高く、施設及び居住系サービスについては、全国9,790円、大阪府9,082円に比べ低くなっています。大阪府内で在宅サービスは10番目、施設及び居住系サービスは25番目に高くなっております。熊取町は、施設サービスよりも在宅サービスのほうが利用が多くなっております、在宅サービスを中心に利用されていると考えられます。

続きまして、136ページ、サービス受給者の推移について説明します。

サービスの受給者については増加傾向にありまして、制度の変更等で多少減少していることもありますが、一定伸びている状況でございます。

続きまして、137ページ、サービスの整備状況について説明させていただきます。

サービス量の見込み方について簡単に説明します。

まず、サービスの見込みをするときには被保険者数、認定者数の推計を行います。こちらは、過去の人口推移の実績から人口推移の変化率を用いて将来推計人口を予測した上で、推計人口と要介護認定者発生率、要介護認定者数の伸び率を掛け合わせて第8期計画期間の各年度における要介護認定者数を算出しています。

続きまして、介護保険施設・居住系サービスの量の見込みを算出します。こちらのほうは、過去のサービス利用者数の実績から施設・居住系サービス利用者数の見込みを推計し、過去の利用実績や制度改正の影響を勘案しサービス別事業量を算出しています。推計のポイントとしましては、大阪府の医療介護計画や地域医療構想との整合性を図っています。

次に、3点目、在宅サービス等の量の見込みを算出します。過去のサービス利用者数の実績から在宅サービス対象者数の見込みを推計し、過去のサービス利用実績、利用率、日数、回数、給付費等や制度改正の影響を勘案し、在宅サービスの事業量を算出します。推計のポイントとしましては、在宅サービスの整備方針を反映し、総合事業の実施を踏まえ、介護予防サービスの影響を考慮し推計しています。認知症高齢者の増加や、介護離職や医療ニーズの対応を考慮し推計しています。また、こちらのほうも大阪府の医療計画や地域医療構想との整合性を図っております。

この見込みから、次にサービスの基盤整備の方向性について町としての考え方を示しまして、本町の第8期計画における施設整備につきましては、第8期計画においても現状の体制で需要に対応できるという見込みから、新たな施設整備は行わないこととしております。

次に、介護保険に関わる在宅サービスにつきましては、第7期計画期間中に利用実績が伸びているものですか、先ほどの施策の中でアンケート、熊取町の高齢者の状況等を踏まえ、今期におきましては、地域密着型の認知症対応型通所介護サービス及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて在宅サービスを整備する予定としております。こちらにつきましては、今年度の予算が確定しまして来年度早々に施設の選定委員会を立ち上げ、大阪府の補助金を活用し、公募により施設の整備を行う予定としております。こちらにつきましては、サービス料にも見込みを挙げさせていただきます。

続きまして、138ページの施設基盤の必要利用定員総数一覧を掲載させていただいております。こちらは介護保険法による施設の一覧となっております、熊取町の施設整備の状況を記載しております。先ほども説明させていただいたとおり、施設は今回は整備しませんので、熊取町の施設数と施設の部屋数を記載させていただいております。

続きまして、139ページをご覧ください。

地域密着型サービスの整備予定でございます。

先ほど説明させていただいた定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護につきましては、これまで施設が熊取町にありませんでした。第7期計画期間中にも認知症対応型通所介護については施設がなかったので、現状は地域密着型サービスですので、施設のほうを利用しよう

と思いましたが他市町村の同意が必要となっております、今はそういう形で利用させていただいているような現状です。

こちらの定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、先ほどケアマネの事業所にアンケートを実施したところ、6割以上のケアマネジャーが定期巡回・随時対応型訪問介護看護が必要ということ、そして熊取町の認知症の方を推計した状況等を鑑み、第8期計画でこちらの施設を整備する必要があると判断しました。

続きまして、老人福祉施設としましては、軽費老人ホームが1つございます。その下に、サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームにつきましても、この第8期計画から町と大阪府、こちらのほうは大阪府のほうに登録する事業所となっております、そちらの事業の状況も把握するようになっておりますので、掲載させていただいております。

続きまして、先ほどのサービス見込み量の分につきましては、こちらのほうは、第7期計画期間とそれ以前の実績について掲載させていただいております。

141ページをご覧ください。

こちらは、今までの利用実績から令和3年度から3か年の利用を見込んだ表となっております。介護サービスについて、介護1から介護5の利用状況を踏まえた利用の給付費の見込みを掲載させていただいております。

続きまして、142ページをご覧ください。

(2) 介護予防サービス、こちらは要支援1から2の方の利用実績になります。

続きまして、143ページをご覧ください。

こちらは、先ほどと同じように、予防の方の実績を踏まえた利用量を見込んでおります。

続きまして、144ページをご覧ください。

こちらは給付費の状況を見込んでおまして、先ほどの量の見込みから給付費を見込んでおまして、こちらにはこれまでの利用実績を記載しております。こちらの実績に基づきまして、第8期計画の給付費のサービスの見込みを145ページに記載しております。

続きまして、146ページは介護予防サービスの給付費の実績、147ページはそれに対する第8期の見込みとなっております。

続きまして、148ページをご覧ください。

こちらは、給付実績から見る現状と課題及び今後の推計について記載しております。これまでの実績を踏まえ、熊取町の現状を記載しております。後ほどお目通しください。

それでは、149ページをご覧ください。

介護保険料基準額の推計手順について記載しております。

第8期計画における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえ、地域包括ケア「見える化」システムを利用し、以下の手順で推計しております。

まず、被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費の実績を基に、第1号被保険者と要支援、要介護の認定者数を推計します。そこから居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者数の推計を行い、それを基にサービス量、給付費の推計を行います。そこから、給付費の中で第1号被保険者が負担する割合、そちらは国のほうから示されておまして、第8期計画も第7期計画に引き続き、給付費の23%を第1号被保険者の保険料で賄うことになっております。

それに、国のほうから調整交付金が交付されますので、そちらのほうは各市町村の後期高齢者の割合、所得分布に応じて交付されるものです。原則は給付費の5%を一律頂けるようになっているんですけれども、その中で、先ほど言った後期高齢者の割合ですとか所得の分布によってその割合が国のほうから決定されます。その率を基に第1号被保険者の介護保険料で負担すべき事業費を確定しまして、その事業費の23%が第1号被保険者の保険料となります。

続きまして、150ページをご覧ください。

標準給付費の見込みでございます。

こちらのほうは、先ほどの推計により、令和3年度から令和5年度における介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、その他の給付費を見込んだ分を合計しまして、それプラス地域支援事業の事業費も保険料で賄うこととなっております。地域支援事業の中身を言いますと、介護予防・日常生活支援総合事業といいまして、中身は、平成29年から、予防給付から訪問介護・通所介護がこちらの事業のほうに移っております。そちらのほうの推計によって3年間の事業費を見込んでおります。その分を給付費と合算しまして、152ページをご覧ください。先ほどの給付費プラス地域支援事業費を合算しました第8期計画、(3) 保険料の第1号被保険者基準額の算定方法について説明させていただきます。

介護保険料必要額の計算方法なんですけれども、第8期計画期間における令和3年度から令和5年度のサービス給付費を必要額としまして、こちらのほうは保険給付費プラス地域支援事業費3年間分に第1号被保険者の負担割合23%を乗じまして、調整交付金相当額、こちらは実際、原則的にもらえる調整交付金の相当額をプラスしまして、そこから本来本来にもらえる調整交付金の交付見込額を差し引きまして、保険料必要額を算定します。こちらの保険料必要額から、各保険料段階の負担割合で補正した第8期計画の令和3年度から令和5年度までの期間の第1号被保険者の保険者数で必要額を割り戻しまして、保険料の基準額を算定します。

(4) として、第1号被保険者介護保険料基準額(月額)については、その保険料基準額、第8期計画第1号被保険者基準額(月額)6,964円、この計算方法で算出しますと6,964円となります。こちらを、熊取町の介護保険の介護給付費の準備基金は現在3億4,000万円積み立てております。その3億4,000万円を現実、全てこちらの保険料の引下げに活用したいんですけれども、今回の令和2年度の決算がまだ確定しておりませんで、令和2年度は通常の年と違いまして決算見込みをやりにくい状況にありまして、4,000万円については今年の決算によって赤字の場合はそちらの金額を充てないといけないということから、3億円を基金から取り崩しまして、こちらの保険料を引下げたいと考えました。

こちらの3億円を取り崩しまして保険料に充てた結果としまして、一番上の第8期計画第1号被保険者保険料基準額(月額)6,321円とし、第8期計画の3年間の保険料は6,321円と定めまして、次の153ページになりますが、こちらの6,321円につきましては第5段階、保険料の一番の基となる金額にしておりまして、そちらの12か月分を掛け合わせた年間の保険料額7万5,852円を基に各所得に応じた保険料率を掛け合わせまして、熊取町のほう、第1段階から第16段階までありますので、それぞれの保険料率を掛けまして年間保険料率を算定しまして、こちらの表を策定しております。

こちらの保険料につきましては、3月議会に介護保険条例の一部改正として上程させていただいております。

続きまして、第6章、計画の推進体制でございます。

第8期計画においては、3年間PDC Aサイクルによって評価を行い、改善を行いながら計画を推進していきたいと考えておりまして、推進体制につきましては、高齢者保健福祉推進委員会をはじめ医療・介護ネットワーク検討委員会、認知症施策検討委員会などで評価をいただきながら改善していきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、先ほども説明させていただいた保険料については条例改正をさせていただいて、先ほど使っていた概要版につきましては5月の広報と同時配布で全戸配布させていただきたいと考えております。

以上です。長くなりまして申し訳ありません。

議長(矢野正憲君) 根来課長、ご苦労さまでした。

ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) 長時間の説明ありがとうございました。お疲れさまです。

大変ご苦労をおかけしているかと思うんですが、利用している住民にとっては、介護サービスの

内容も非常に大事ではあるんですが、介護保険料についても大変気になるところでして、準備基金を3億円取り崩すとおっしゃったんですか。取り崩さずに残る部分の金額というのは幾らでしたか。

(「4,000万円です」の声あり)

14番(坂上巳生男君) 4,000万円ですか。そうしますと、全部取り崩した場合にはどうなるんですか。

全部取り崩したとしてもあまり変わらないですか、金額的には。

(「十数円変わってきます」の声あり)

議長(矢野正憲君) ちょっと待ってね。根来介護保険課長。

介護保険課長(根来雅美君) 十数円、20円もいかないぐらい、ちょっと今手持ちがないんですけども、一旦計算はしておりまして、十数円だったと思います。

議長(矢野正憲君) 坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) そうしますと、仮に全額取り崩したとしても、やはり第7期に比べれば若干金額が上がるということですね。分かりました。もちろん介護保険料は安いにこしたことはないので、頑張っていたきたいなと思うんです。

資料の説明の中で、特に詳しい説明はなかったかと思うんですが、サ高住が1か所新たにできるということがありましたよね。サ高住と同時に住宅型有料老人ホームというのもあるんですが、サ高住と住宅型有料老人ホームの定義の違いというのはどこにあるんですか。

議長(矢野正憲君) 根来介護保険課長。

介護保険課長(根来雅美君) 大きく違いはないんですけども、サービスの内容が少し変わってくるかと思えます。サービス付き高齢者住宅のほうにつきましては国土交通省の管轄になっておりまして、下の住宅型有料につきましては厚生労働省の管轄で、ちょっと法も違うようになっております。

議長(矢野正憲君) 坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) 私が見るところ、介護保険の施設としての介護老人福祉施設とか介護老人保健施設とかそういうものの増減はないし、そういう基本的なところは変わっていないんですが、サ高住や住宅型有料老人ホームが何か知らん間に増えてきているというような状況があると思えます。サ高住については、今もおっしゃっていただいたように国土交通省の管轄であった。サ高住については、これは介護保険施設ではないという定義なんですか。

議長(矢野正憲君) 根来介護保険課長。

介護保険課長(根来雅美君) そのとおりです。

こちらの住宅でもし高齢者の人が介護サービスを使うのであれば、よそからサービスを提供しに入るというような形になります。

議長(矢野正憲君) 坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) 実態としては、恐らくサ高住及び住宅型有料老人ホームにこれから入所を検討されている方というのは結構多いんですよ、熊取町におきましても施設数がそこそこ多くなってきていますし。

余計な話ですけども、私の身内といいますか、私の義理の母が近々サ高住に入所予定なんですけれど、これまで有料老人ホームに入っていて、ちょっと事情があってそこを出てサ高住に入ろうとしているんですが、そのサ高住はデイサービス併設なんです。見学してきたら、デイサービス併設で、施設の方は、これはサ高住ですから言わば住宅なんですと、そう説明されるんですけど、その住宅型のサ高住に入るのだけれども、そこにはデイサービスが併設されてあって、実質的にはもう介護施設ですよ、デイサービスの部分があるんですから。そういうふうな施設が多分これからどんどん多くなっていくんじゃないかなという気がするんですけども、何か入所のハードルが低くなって入りやすいというのか、気軽に入れて、だから、それはそれでいいことかと思うんです。

ただ、そういう施設が、ここにも書かれていますけれども、より質の高いサービスを提供できるような、そういう施設であってほしいというふうに思いますので、その辺はぜひきちんとよく見守っていただきたいなという気がしています。

議長（矢野正憲君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）サ高住は町とか広域のほうで、虐待とかは別なんですけれども、そういう場合は調査には入れるんですが、それ以外の場合は指定権者でないので、なかなかそこを指導するというのは今の現状では難しいかなと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今の139ページの上のところの認知症の地域密着型の施設を今度新たに計画の中に盛り込んで、この3年間の計画の中で1施設、1事業所を整備予定というふうに説明があったんですけども、これというのは認知症対応型の施設、事業所ということで、熊取町には今までなかったということですね。それは、熊取町内、今ある事業所に新たにこういったサービスをしてもらうということなのか、そういった事業所を設置してもらうのか、その辺のところをもう少し教えてほしいんです。

議長（矢野正憲君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）公募を行いますので、渡辺議員おっしゃっているように、今までそういう通所介護とか別のサービスを提供している事業所も公募には参加できますし、全く新しい事業所も手挙げができます。その手挙げした中から、よりいろんな提案がなされる場所を指定していきたいと考えております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。本当これから必要な施設かなというふうに思います。町に今までなかったというところで、他市町はあるわけなんです、そしたら。

議長（矢野正憲君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）今現在も熊取町でこのサービスを利用されたいという方もいます。貝塚市ですとか泉佐野市にはもう既に整備されていますので、そちらのほうを使わせていただいております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。この計画期間3年間の中で、令和3年度はまず選定委員会を設置してというところで公募をかけるというところよろしいですか。

議長（矢野正憲君）根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君）そのとおりです。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件6、いきいきくまとり高齢者計画2021（熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（案）についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件7、熊取町第6期障がい福祉計画及び熊取町第2期障がい児福祉計画（案）についての件を説明願います。馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）それでは、ご説明申し上げます。

本日の資料といたしましては、A4判で5ページまでの資料と、その後ろに計画書（案）をつけてございます。計画書自体は95ページまでございますので、本日のご説明はA4判の資料のほうに計画書の概要を抜粋いたしましたので、こちらを中心にご説明申し上げます。

1、計画の趣旨でございます。

障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、以下、障害者総合支援法といたします。並びに児童福祉法に策定が義務づけられており、計画策定に当たっては、国が定める障害福祉サービス等及び障害児通所等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、以下、国の基本指針といたします。並びに大阪府が定める第6期市町村

障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方、以下、大阪府の基本的な考え方といいます。を基に、本町のこれまでの障がい福祉計画の実績等を踏まえて策定するものでございます。

次に、2、計画の位置づけでございます。

①障がい福祉計画は、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定める計画です。

②障がい児福祉計画は、障がい児通所支援等の提供体制の確保や、その他障がい児通所支援等の円滑な実施に関する計画となります。いずれも、サービス提供の見込みなど数値を定めることが主な目的でございます。

次に、3、計画期間でございます。

両計画とも令和3年度から令和5年度までの3か年計画であり、国の基本指針に基づくものでございます。

次に、4、計画策定の体制でございます。

市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画を作成するときには、あらかじめ障害者基本法第36条第4項の合議制の機関、本町におきましては熊取町障がい者施策推進委員会がこの機関に当たり、これの意見を聴かなければならないとされておりまして、

また、市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるときは、あらかじめ都道府県の意見を聞かなければならないとされておりまして、このため、本日お示しさせていただいております計画（案）につきましては、本町の障がい者施策推進委員会においてご審議いただき、大阪府との事前協議を経て策定を進めるものでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。

5、計画（案）の概要についてでございます。

このページは計画の目次を記載しております。

まず、第1章、計画の策定にあたってでございます。この章では計画策定の趣旨などを記載しておりますが、先ほどご説明させていただきました内容とおおむね重複いたしますので、改めてのご説明は省略させていただきます。

第2章は、熊取町第6期障がい福祉計画でございます。計画書では6ページから37ページまでとなります。

第3章は、第2期障がい児福祉計画でございます。計画書では38ページから50ページまででございます。

この2つの章が計画の中心となりますので、別途、資料の3ページから5ページまでに抜粋しております。

3ページ目をご覧くださいませでしょうか。

ここからは、計画のうちの第2章と第3章についてを抜粋して掲載しております。本日は、第2章、第3章の各1の成果目標の項目についてを中心にご説明させていただきます。

資料3ページの上から4行目、第2章の障がい福祉計画でございますが、成果目標とは、障がい者の自立支援の観点から、地域移行などの課題に対応するために定める目標であり、国の基本指針を基に大阪府の基本的な考え方が示され、それを受けまして本町の目標を定めております。令和5年度が目標年度でございます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行でございます。こちらは、国の指針に基づきまして、令和5年度末までの地域移行者数につきまして、令和元年度末の本町の施設入所者数36人の6%である3人を移行の目標に設定しております。

②施設入所者の削減、こちらも国の指針等を踏まえて、36人の1.6%に当たる1人を目標として設定しております。

次に、(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。

①、②いずれとも国の基本指針等に基づく数値でございます。

①の精神病床における1年以上の長期入院患者の減少におきましては、令和5年6月末時点での入院者数の目標値を、令和元年6月末時点の92人から87人とする目標を設定しております。

②精神病床からの早期退院率及び退院後の地域における平均日数、これについては、データ自体が大阪府全体での数値のみの把握でございますので、府の目標値に準拠して記載してございます。

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場、本年度に設置いたしました保健、医療及び福祉関係者による協議の場につきましては、自立支援協議会に新たに設置した部会にて幅広い意見が収集できるように努めてまいります。

次に、4ページ、(3)障がい者の地域生活の支援でございます。

地域生活支援拠点等における機能の充実といたしまして、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えた地域生活支援の拠点づくりについて、令和2年度末におきまして地域生活支援拠点等を整備いたしましたので、今後、第6期計画の下、新たに進める施策としてご報告いたします。

イメージ図としては、資料4ページのとおりでございます。

ごく簡潔に申し上げますと、介護者が何らかの理由で介護ができなくなった場合などに備えて、速やかに障がい福祉サービスにつなげるため、ぜひ事前に情報を登録していただだけませんかとご案内するものでございます。

町は、事業の主体、コーディネーターとして6点の役割を担います。イメージ図の真ん中の下、四角枠のところになります。1が拠点等の周知、2番、緊急時の相談受付、3番、個人情報的事前収集、4番、事業所の空床情報の収集、5番、研修実施、6番、地域の体制づくりなどです。そのため、各障がい福祉サービスの事業所や関係機関との連携、協力体制の構築に努め、町がそのコーディネーターの役割を担うこととしております。

なお、現在、利用の考えられる方に向けて案内を進めているところであり、3月号広報でも周知を予定しているところでございます。

次に、(4)福祉施設から一般就労への移行等につきましては、大阪府から示されております令和元年度の一般就労移行数が5人ございましたので、その1.27倍以上である9人を本町の目標としております。

②就労定着支援事業の利用者数につきましては、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用率が全体の7割以上であることを目標値として設定いたします。

③就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額は、大阪府から提供のありました月額平均工賃目標である1万2,600円を目標値として設定してございます。

以上が、障がい福祉計画の成果目標でございます。

次に、5ページでございます。

第3章として、第2期障がい児福祉計画でございます。計画書本体では38ページから60ページまでとなります。

この計画では、障がい児通所支援等の提供体制の確保、その他障がい児通所支援等を円滑に実施するため成果目標を定めることとされており、障がい福祉計画と同様、令和5年度を目標年度として、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、成果目標を定めるものでございます。

まず、(1)障がい児支援の提供体制の整備等でございます。

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実でございます。

①の児童発達支援センターの設置につきましては、本町では貝塚市に立地しております児童発達支援センターを利用しておりますので、引き続き、このセンターの利用体制を維持し、本町の利用者の円滑な利用について支援してまいります。

次に、②保育所等訪問支援の充実につきましては、保育所等訪問支援のサービス提供について、児童福祉サービス提供事業者等に対して働きかけを行ってまいります。

次に、(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、国の基本指針等におきまして、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することが基本とされております。本町におきましては、昨年3月にこれに該当する事業所が開設されております。

次に、(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置につきましては、本町では既にこの協議の場を設置しております。令和元年度には府の研修を修了したコーディネーターも配置しておりますので、今後も関係機関等の連携を図ってまいります。

最後、(4) は発達障がい児者に対する支援でございます。本町では、子育て支援課で実施していますすこやかの一むの機能等を有効に活用して、支援の実施や相談体制の確保を行ってまいります。

なお、第2章と第3章におきましては、成果目標のほかに各サービスの今後3年間の見込み量を記載しております。多数のサービスがございますので本日はこの説明は省かせていただきますが、いずれもこれまでの実績を基に算出しております。サービスの内容の簡単な説明も併せて記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

資料の2ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

第4章の計画の推進等でございます。計画書本体では51ページに記載しております。

計画の進行管理につきましては、関係機関、関係団体との連携を図りながら、本町の自立支援協議会に報告して進捗状況の分析、評価を行ってまいります。

次に、第5章、障がいのある人を取り巻く状況でございます。計画書では52ページから60ページまでとなります。

本章では、障がいのある人を取り巻く状況といたしまして、人口の推移や手帳の所持者などの状況を記載しております。

また、その下の参考資料につきましては、アンケートの調査結果や用語集、計画策定に係る取組経過などを記載しております。こちらにつきましても、後ほどお目通しいただければと思います。

最後に、今後の予定でございますが、この後、本計画につきましては3月に大阪府に提出し、町ホームページ等においても公表を予定しているところでございます。

以上で、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画についての説明を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）5ページをお願いします。

成果目標のところ、(1) で障がい児支援の提供体制の整備等ということで、ここで①で自動発達支援センターの設置ということで、貝塚市にあるデイケアいずみですか、今までも使っている実績もあるし、うちの対象の児童というのは少ない、3人とか4人とかと聞いていますので、この計画で今期はいいかなと思うんです。ただ、過去の経緯を見ると、泉佐野市が外れたり田尻町が外れたり独自のものをつくったり、それから令和元年度ですか、岸和田市がどいたり、全体のキャパがやっぱり少なくなっているんで、令和2年度の予算でたしか補助金が倍増したと思うんですけども、今後、児童発達支援センターの熊取町での設置について、この3年間の間にでもやっぱり検討すべきじゃないかなと思います。

せっかく重度障がい児の施設もできていますので、ただ、ここに入れるには、やってもらうにはやはり栄養士とか医療関係とか大分ハードルが高いと聞いていますので、なかなか困難なところもあると思うんですけども、将来的には、貝塚市とうちだけでしたら補助金とかというのも上がってくる可能性も高いので、いろいろ比較検討されて、今後そういうところにもちょっと配慮が

必要かなど。

ただ、デイケアいずみの場合は、もう体制が大きいから医療関係もしっかりしているし、親が安心されているんやと思います、現在の状況では。単独で造った場合は、うちは人口も少ないので、対象児童も少ない中でそのあたりまで到達できるかというのはちょっとクエスチョンなんですけれども、そういう検討もお願いしたいと思います。そのあたり、どんな方向でしょうか。

議長（矢野正憲君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）状況等は、他市町村の状況、それから事業所の状況等刻々と変わってまいると思いますので、その都度、捉まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ちょっと教えてください。

その下の2番の町内にできた重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所というのはどこですか。

議長（矢野正憲君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）本町久保にできました「あったかい」という事業所がございます。昨年3月に開設されております。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件7、熊取町第6期障がい福祉計画及び熊取町第2期障がい児福祉計画（案）についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

議長（矢野正憲君）その他、何かご報告等があれば承ります。何かありませんか。近藤企画経営課長。企画経営課長（近藤政則君）私から2件報告いたします。

まず、町制施行70周年記念事業についてでございます。

資料をご覧ください。

これまでの記念事業の検討過程でございますが、町の職員でプロジェクトチームを構成いたしまして、計5回の会議を経て記念事業を検討してまいりました。それを実施する各担当部局に割り振り、さらなる磨き上げを行った上で、二見議員、大林議員にもご参画いただいております住民団体代表で構成した懇話会の意見を踏まえまして、下の表のとおり事業概要等を作成したところでございます。

続きまして、2の記念事業予算及び財源についてでございますが、まずは、事業予算のうち下線で示した部分については、来年度の令和3年度の当初予算の町執行分として約2,100万円分を計上しております。それ以外、下線のついていない部分につきましては、同予算の70周年記念事業懇話会補助金として約6,300万円計上しております。

なお、これらの歳出予算の財源につきましては、くまとりふるさと応援基金からの繰入金を予定しております。

続いて、下の表でございます。こちらにつきましては、番号1から6までございますが、ご覧のとおり、式典をはじめコンサート、経済の活性化を狙った取組、そして、駅前のにぎわい創出をはじめ、本当に魅力のある事業を懇話会のご意見もいただきながら策定できたと考えております。本年10月、11月を中心に、魅力ある多くの住民の皆様にご参加いただける記念事業を1から6までそれぞれ事業概要のとおり検討したところでございます。

詳細につきましては、また3年度の予算委員会のところでご質疑いただければ回答させていただきますと思うんですが、大変魅力的な事業を取りそろえて、令和3年11月3日、70周年の節目の年

を住民の皆様と共に祝いできる記念事業になっておると考えております。

つきましては、皆様のご協力もよろしくお願い申し上げます。まず1点目の町制施行70周年記念事業の説明を終わらせていただきます。

続きまして、地方創生臨時交付金についてご報告、説明いたします。

まず、1つ目の目的等でございますが、もう皆様方ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済ですとか住民生活を支援するという目的で、国の令和2年度第1次、第2次の補正予算において創設された制度でございます。本町におきましては、第1次で約1億7,500万円、第2次で約4億2,800万円、合計6億300万円程度の交付決定を受けておるところでございます。

このたび、第3次補正におきましてさらに増額が行われました。これにつきまして、先日、2月2日に約1億9,800万円の町分の交付限度額が示されたところでございます。

なお、地方創生臨時交付金、この交付金の目的に合致するもので地域の実情に応じて実施する事業であれば、原則、使途の制限はございません。これも第1次、第2次と同様でございます。

次に、2の交付金活用事業でございますが、こちらも第1次、第2次と同様、大阪府・国の動向も注視しながら、本町におきまして生活、地域経済、大変疲弊している部分がございます。こういったものを注視しながらしっかりと見極めて、独自支援策につきまして現在、全庁的に事業案を照会して活用事業を検討しておるところでございます。

続きまして、3の交付金に係る補正予算につきましては、国において、今回増額されました臨時交付金については3年度に繰り越されるということになっております。ですので、本町におけるこの交付金の予算につきましては、令和3年度の補正予算（第1号）に計上いたしまして、令和3年3月議会定例会の追加議案として上程する予定としております。

なお、事業内容、事業概要等につきましては、3月15日開催予定の議員全員協議会におきまして改めて説明させていただく予定にしております。

最後に、口頭での依頼になりますが、来週木曜日、2月25日まで、大変短期間ではあるんですが、議員個人の単位で結構です。どのような様式でも結構ですので、もし交付金活用事業のアイデアがございましたら議会事務局を通じてご提案いただければと考えております。

私からは以上でございます。

議長（矢野正憲君） 阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君） それでは、私からは令和3年度の国保の「市町村標準保険料率」等についてご報告をさせていただきます。

本日お配りしている資料につきましては、2月15日に開催いたしました令和2年度第2回熊取町国民健康保険運営協議会の資料と同じ内容でございます。新保険料率が本町にどのような影響を及ぼすかといったところを中心に作成させていただいたものでございます。

それでは、資料の4ページをお開きください。

(1)でございますけれども、令和3年度大阪府市町村標準保険料率についてでございます。この表は、大阪府が示した令和3年度国保市町村標準保険料率と令和2年度の熊取町における激変緩和後の保険料率等を比較し、その増減を表に表したものでございます。

表の網かけ部分が、令和3年度市町村標準保険料率でございます。今回示された標準保険料率は、後期支援分の所得割と均等割がプラスとなっておりますけれども、それ以外の料率はマイナスとなっております。また参考に、表の2段目に令和2年度の熊取町保険料率と比較した増減額と増減率をお示ししております。

なお、令和2年度の熊取町の保険料率のうち医療分の平等割につきましては、昨年5月の国保運営協議会に諮問、答申を得た上で、標準料率から20%引き下げるという独自の激変緩和を実施したため、令和3年度の大阪府市町村標準料率と単純に比較しますと4,842円、17.91%増と大きく増加しておりますけれども、実際の標準保険料率の3万3,785円と比べた場合は1,915円、5.67%の減と

いうことになっております。

また、右端の賦課限度額につきましては、国の基準に従いまして、医療分が2万円、介護分が1万円、合わせて3万円増額となるものでございます。

続いて、4ページの下の(3)のところでございますが、令和3年度の主な算定条件につきましては、令和2年度からの特に変更等はございません。

次に、5ページの上の(4)令和3年度算定における主な変動要因の概要については、推計被保険者数が令和2年度では186万6,000人であったものが、令和3年度では1万3,000人減少して185万3,000人に、次に、算定上の1人当たり費用額の増減要因についてでございますが、まず増要因としまして、保険給付費の増、保険料減免の増、財政安定化基金への繰入金となっております。減要因につきましては、激変緩和の全面拡大による公費の増、前期高齢者交付金の増、介護納付金の減といったことになってございます。

また、下の枠囲みの中に、保険料抑制のために大阪府が講じた工夫について示されてございます。そのうち、1点目の激変緩和措置の全面拡大という点につきまして補足で説明させていただきたいと思っております。

5ページの中ほどに、激変緩和措置の全面拡大についてという表題がございます。こちらのほうをご覧くださいと思います。

まず、平成30年度の国保広域化に伴いまして、大阪府においては府内統一保険料とすることを国保の運営方針において定めてございますけれども、令和5年度末までは激変緩和措置期間を設けることとされております。この激変緩和措置の運用につきまして、これまで大阪府では、各市町村における平成28年度の保険料と比べ府の統一保険料との上昇率が一定割合を超える市町村に対しまして、個々個別に激変緩和財源を投入する方式で激変緩和措置を行ってございました。しかし、令和2年度実績では、その該当団体が43団体中34団体、被保険者数ベースでは9割を占めるなど、ごく僅かな被保険者に対し負担が大きい状況となってございました。本町におきましては過去一度も、28年度の保険料が高かったというせいもありまして激変緩和対象とならず、町独自の激変緩和措置を実施してきたところでございます。

そのため、第2期大阪府の国民健康保険運営方針、昨年12月23日に策定されたものでございますけれども、令和3年度から個別の激変緩和措置を見直し、これまで個別の激変緩和に充てられていた財源を統一保険料そのものの抑制に適用することとなりまして、保険料率については統一化されることになってございます。

これによりまして、制度改正以来個別の激変緩和措置を受けていなかった本町におきましても激変緩和財源が薄まきされたことで、令和3年度保険料率の抑制効果につながるようになったということでございます。

なお、令和5年度末までは、町の余剰財源、法定外繰入れとは認められませんが、それらを活用し、これまでどおり独自の激変緩和措置を講じることは可能とされてございます。

続いて、実際の年間保険料で比較した表をご覧くださいと思います。

資料は6ページ、7ページをご覧ください。

この表につきましては世帯人数と所得階層別の保険料を示すものでございまして、令和2年度の熊取町の独自保険料率を適用した保険料と令和3年度の標準保険料率により算定した保険料を比較したものでございます。介護分につきましては、含まない世帯もございまして含まずに算定してございます。黄色い網かけになっているところが令和2年度保険料から増加となる階層で、1人世帯と2人世帯、3人世帯のそれぞれで所得なしの階層、そして賦課限度額医療分の2万円の上昇によって増加する階層がこれに該当するものでございます。また、網かけが水色になっているところは、標準保険料率をそのまま適用した場合でも保険料がマイナスとなるものでございます。令和3年度におきまして、標準保険料率の大半が減少に転じたことから、仮に本町が独自の激変緩和措置を行わずとも、多くの階層で保険料が減額することを意味するものでございます。

これらの状況を踏まえつつ、令和3年度においても本町独自の激変緩和を行うか、もし行うとすればどの程度行うかにつきましては、5月中旬に開催いたします国保の運営協議会におきまして、令和2年度の決算見込額を含めた活用可能な財源をお示しした上で令和3年度の保険料率を諮問し、ご審議いただきたいと考えております。

続いて、8ページをご覧ください。

8ページは、現時点におきます近隣市町の各自治体の令和3年度保険料率の対応の予定となっております。

(1) につきましては、各市町とともに審議前の状況でございますので自治体名は控えさせていただきますけれども、岸和田市以南で6団体が府の統一保険料率を採用、本町を含む2団体が独自の保険料率の採用も視野に入れて検討中となっております。

(2) は、参考といたしまして、令和2年度、今年度の近隣市町のモデルケース保険料の比較を掲載してございます。

続いて、今後の保険料率決定までのスケジュールについてでございますが、11ページをご覧ください。

来年度におきましても、5月中旬に令和3年度の第1回国保運営協議会を予定しておりまして、そこで諮問、答申をいただいた後、告示をさせていただきます。その後、算定作業を行いまして、6月中旬をめどに各世帯に保険料の決定通知を発送させていただく予定でございます。

以上が、令和3年度国保「市町村標準保険料率」についてのご報告とさせていただきます。

なお、資料のうち報告事項2、報告事項3につきましては、税制改正に伴う制度改正のことであったり大阪府の次期国保運営方針についての情報提供となっておりますので、本日の説明からは省略させていただきます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）ただいまの報告について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（矢野正憲君）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「17時13分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和3年3月15日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田 中 圭 介	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	田 中 豊 一	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	文 野 慎 治	9	番	二 見 裕 子
	10	番	渡 辺 豊 子	11	番	河 合 弘 樹 子
	12	番	矢 野 正 憲	13	番	江 川 慶 子
	14	番	坂 上 巳生男			

欠席議員 なし

説 明 員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明 松 大 介
	総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東 野 秀 毅	総 務 部 長	林 利 秀
	総 務 部 理 事	阪 上 章	住 民 部 長	巖 根 晃 哉
	住 民 部 理 事	山 本 浩 義	都 市 整 備 部 長	矢 部 義 雄
	教 育 次 長	阪 上 敦 司	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉 田 茂 昭
	企 画 経 営 課 長	近 藤 政 則	税 務 課 長	野 津 博 美
	産 業 振 興 課 長	山 原 栄 次	環 境 課 長	島 尾 学
	ま ち づ く り 計 画 課 長	馬 場 高 章	学 校 教 育 課 長	三 原 順
事 務 局	議 会 事 務 局 長	藤 原 伸 彦	書 記	瀬 野 裕 三

案 件

- 1) 地方創生臨時交付金活用事業について
- 2) 投資促進優遇税制（固定資産税の不均一課税）の延長について
- 3) 第3次熊取町産業振興ビジョン（案）について
- 4) 熊取町災害廃棄物処理計画（案）について
- 5) 熊取町学校施設長寿命化計画（案）について
- 6) その他報告
 1. 令和3年度税制改正（市町村税関係）（案）について

議長（矢野正憲君）皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。ございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（矢野正憲君）本日の案件は、地方創生臨時交付金活用事業について外4件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退席していただいても結構でございます。申し添えます。

それでは、案件1、地方創生臨時交付金活用事業についての件を説明願います。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） それでは、資料に基づき私から説明いたします。

表題のとおり地方創生臨時交付金活用事業でございます。

最初に、1、経過等ですが、先月19日の議員全員協議会でも報告いたしましたとおり、国の第3次補正予算により地方創生臨時交付金が増額されております。このことを受けまして、議会からの要望を踏まえ、活用事業を検討した結果、次のとおり熊取町版緊急生活・経済支援（第3弾）を実施するものでございます。

次に、2、活用事業について順番に説明いたします。

1つ目、（1）地域振興券配付事業です。

目的などは、地域振興券を全住民に配付することで住民生活及び地域経済を支援するとともに、地域振興券の利用可能事業者にタクシー事業者を加えることで、接種会場等への移動を容易にし、ワクチン接種を促進するものでございます。

具体的には、一部の例外を除き、町内事業所などで利用できる1人当たり3,000円分の地域振興券を全住民を対象に配付するもので、概算事業費は1億5,029万8,000円となっております。

次に、（2）ひとり親家庭生活支援事業でございます。

（1）に加えまして、2月末で解除されたものの、緊急事態宣言の再発令により厳しい状況に置かれていると考えられるひとり親家庭を支援するものとし、ひとり親世帯に対しまして一律1万円分を追加で配布するものでございます。概算事業費は400万円となっております。

次に、（3）町内循環バス運賃無償化事業です。

目的などは、第2弾で実施しましたタクシーチケット配付事業と同様に、高齢者の通院や買物等への外出を支援するものでございます。また、ワクチン集団接種会場及び個別接種医院への移動を容易にし、ワクチン接種を促進するものでございます。

さらに、加えまして、全ての世代の方を対象にいたしますので、ひまわりバスを利用されたことのない方への事業終了後の利用促進にもつなげるという目的を併せて持つておるものでございます。

2ページをご覧ください。

②事業概要ですが、ワクチン接種期間と想定される令和3年4月から9月までの期間、ひまわりバスの運賃を無償化するものでございます。概算事業費は240万円となっております。

次に、（4）、（5）につきましては、令和2年度に実施した取組を継続するもので、就学前児童から中学生までの副食費、給食費を令和3年4月から半年間完全無償化するものでございます。概算事業費はそれぞれ3,472万2,000円及び8,421万4,000円となっております。

続いて、3、概算事業費合計は、2億7,563万4,000円となっております。交付限度額を超える事業費を計上するものとしまして、交付限度額であります1億9,822万7,000円を上回る事業費7,740万7,000円につきましては、くまとりふるさと応援基金繰入金を充当するものとしております。

最後にお問い合わせになりますが、事業費等を計上しました令和3年度一般会計補正予算を来る3月29日に上程することとしておりますが、今回の支援策を少しでも早く住民の皆様へお届けするため、予算成立前ではございますが、事前準備を本日以降実施させていただきたいと考えております。具体的には、広報くまとり4月号に事業概要をお知らせするチラシを挟み込むことですか、報道提供を事前に行わせていただきたいと考えております。

このほかにも、関係者への周知を含めた事務手続について本日以降進めさせていただき、少しでも早く支援を開始したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。私の説明といたします。よろしく願います。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。二見副議長。

9番（二見裕子君）すみません、2番目のひとり親家庭の支援ですが、これは今どれぐらいの、何軒の家庭の方がいらっちゃって、あと日にちです。いつまでにひとり親になった方というのか、これ以降、配付までにもしかしてひとり親になる方もいらっしゃるかもしれないので、その辺の日程、日にちの切り方というのはどうなっていますか。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）2点ご質問いただきました。

まず、1点目の世帯の数なんですけれども、想定で400世帯ということで想定しております。

ただ、2つ目のご質問でありますどの時点でというのは、できるだけしっかりと支援ができるように、今後どの時期まで対象を見定めるかというのは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。田中圭介議員。

1番（田中圭介君）3番の町内循環バスの2で、ワクチン接種期間と想定される4月から9月までの期間とありますが、今かなりちょっとワクチンが遅れていると思われるんですけれども、遅れてもこの期間で終わるんですか。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）本日配付しております資料を作成する段階では9月を想定しておりました。

今、議員おっしゃったとおり、ワクチン接種の工程がずれ込むことがございましたら、そこは柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）1番の地域振興券ですが、この分につきましては期限はないのでしょうか。利用期限。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）期限につきましては、まだ細かいところの制度設計というのはきっちりさせてはいただいております。ただ、令和3年度の事業ということになりますので、一応その年度内ということで期間も定めさせていただいて、また改めてご通知のほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。配付はどういう形でされますか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）今のところ世帯別に世帯人数分を封入させていただいて、郵送でお配りさせていただきますというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）4番と5番の給食関係なんですけれども、4月から9月までということは、9月末までという意味ですか。

議長（矢野正憲君）三原学校教育課長。

学校教育課長（三原 順君）おっしゃるとおり9月末までと考えてございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。ないね。

質疑なしと認めます。ああ、手挙げった、すみません。田中圭介議員。

1番（田中圭介君）すみません。1番のタクシー事業者も地域振興券を使えると書いているんですが、これはどこのタクシー会社で。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）第一交通ですとか、熊取町で通常走っておられるタクシー事業者を想定しております。

議長（矢野正憲君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、地方創生臨時交付金活用事業についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件2、投資促進優遇税制（固定資産税の不均一課税）の延長についての件を説明願います。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）続きまして、私から説明いたします。

表題のとおりでございます。

まず、1、制度の趣旨等といたしまして、（1）制度の趣旨といたしましては、本町では、事業所を新增設または既存事業所の設備を新設、更新する場合、固定資産税、これは償却資産になります。こちらの課税を免除、減額することにより事業所の立地、設備投資を促進させ、最終的な目標ではございますが、産業基盤の強化、発展などの推進を図っております。

なお、この固定資産税の不均一課税につきましては、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、いわゆる原発特措法でございます。こちらの第10条の規定により、原発施設等立地地域の企業投資、誘致への支援として不均一課税による減収額が補填、75%補填されることとなっております。具体的にはこちらは地方交付税の算定において補填されるという制度になっております。

次に、（2）延長の理由につきましては、原発特措法が令和3年3月31日までの時限立法となっております。同法の有効期限を10年間延長するもの、具体的には、令和13年3月31日まで延長するための一部改正法案が今通常国会に上程されております。なお、審議状況につきましては、3月9日に衆議院本会議で可決されておるところでございます。現在、参議院での審議を行っております。

これらのことを受けまして、同法の有効期限が延長されることに伴い、国による減収補填制度を引き続き活用し、本町の固定資産税の不均一課税を延長し、本町の産業基盤の強化等を図るため、産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の改正を行うものでございます。

続いて、2、条例の改正内容については、不均一課税の適用を受ける償却資産の取得期間に関する規定につきまして、原発特措法の延長期間、10年でございます。こちらのとおり延長するものでございます。

次に、3、施行日ですが、一部改正条例については、公布の日から施行するものでございます。

最後に、備考といたしまして、先ほど申し上げたとおり法案が審議中でございます。改正後の原発特措法の施行期日が未定でございますので、改正条例案の議会上程時期につきましては、令和3年3月議会定例会追加議案を基本と考えておりますが、改正法案の動向により、専決処分を含め柔軟に対応させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）提案理由等は理解できたんですが、ちょっとそこでお尋ねします。この優遇税制を活用した事業者、過去の、今までの例は何件ありますか。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）一部企業の情報になるところがございますので、そこは伏せさせていただくんですが、この7年間で1社の適用をしております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）7年間で1社しかなかったというところですよ。ですので、せっかくいい促進優遇税制がありながら、活用する事業者が7年間で1社しかないということは、この条例の中に、改善、ただ期限を延長するだけではなくて、中身、条件等も見直すときに同時に見直す必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）先ほど1社と申し上げましたが、7年間毎年適用しておりますので、延べ7回ということになるかと思います。

渡辺議員ご指摘の点につきましては、我々としても課題であると認識はしております。そこで、これまで地道な取組ではございますが、いわゆる営業活動といたしまして、新たに熊取町で創業していただけるような事業者の方々に対してアプローチをかけたこともございます。しかしながら、結果が伴っていないということでもございますので、今後引き続き、新年度の予算でもご説明はするんですが、社宅誘致の制度ですとか、この固定資産税の不均一課税制度単体ではなくて、ある程度塊をもって各事業者に対して営業活動を頑張ってもらいたいと考えています。よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）この優遇税制を使える事業者というのは、製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業、旅館業、学術・開発研究機関だけになっていると思うんです。その業種をもう少し拡大するとか、そしてまた、設備投資については、2,700万円を超える設備投資というふうに条件がなっていると思うんです。だから、その辺をもう少し条件を緩和するというか、もう少し利用しやすいような中身に変えることによって、事業者がこの税制を使って熊取町に来ようかなという事業者を誘致する条例にならないでしょうか。その辺の検討はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）2点ご質問いただきました。

まず、対象業種でございますが、拡大に関しましては、まず、投資促進優遇税制の前提が不均一課税に対する減収補填制度、これは原発特措法の制度なんですけれども、これがあることが前提になっておりますので、いたずらに業種を増やしますと持ち出しが増えてしまうということで、ここは消極的に考えざるを得ないところでございます。

一方で、2,700万円を超えるという要件ではございます。確かにこの額が決して少ないものではないんですけれども、今すぐに何かこの要件を変えて新規で事業者の方に進出いただけるということでもなかりうと思っておりますので、先ほど申し上げた営業活動をしっかり頑張っていきたいなど、現状は確かに厳しいところではございますけれども、そういう取組を続けていきたいなど現時点では考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）何か納得いかないんですが、一応期間をこの条例で10年伸ばすんですから、この条例を生かした中身にもう少し、さらにもう一度検討していただきたいことを要望します。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、投資促進優遇税制（固定資産税の不均一課税）の延長についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件3、第3次熊取町産業振興ビジョン（案）についての件を説明願います。

山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）それでは、第3次熊取町産業振興ビジョン（案）について説明させていた

だきます。

1つ目、策定の趣旨でございます。

熊取町では、町内産業の継続的な発展を図ることを目的に、平成13年11月に産業振興ビジョンを策定し、平成23年3月には、少子高齢化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化、長引く景気の低迷など、産業を取り巻く環境の変化に対応すべく第2次ビジョンへと改訂し、各種施策に取り組んでまいりました。

第2次ビジョンの計画期間においても、人口減少に伴う担い手の不足や、長引く景気の低迷による消費市場の縮小など、本町の産業を取り巻く環境は厳しい状況でした。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言の発出により、事業者には休業要請や営業時間短縮の要請が出され、日常生活においても不要不急の外出自粛が求められるなど、社会経済活動は大きな打撃を受けました。

こうした社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、産業の活性化を図るためには、既存産業の成長を促すとともに、ウィズコロナ、アフターコロナも見据え、さらなる新しい産業形態を模索し、形成していくことを目指す必要があると考えてございます。

また、事業者と関係機関、町民、行政が目指すべき方向性を共有し、持続可能で、多様性のある産業振興を図ることが、2015年9月、国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現のための目標、SDGsを達成する重要な役割を担うこととなるものでございます。

以上のことを念頭に、第3次熊取町産業振興ビジョンを策定いたします。

2つ目、計画期間でございます。

計画期間につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間としてございます。

3つ目、産業振興ビジョン策定委員会構成員及び委員会開催実績でございます。

委員長には、和歌山大学観光学部の教授をお願いいたしまして、そのほか商工会会長、大阪泉州農業協同組合熊取営農店舗長、商工会青年部長、宿泊事業者代表、異業種交流会会長、新規就農者、新規開業者、大阪府中小企業支援室経営支援課長、くまとりにぎわい観光協会事務局長、きのくに信金熊取支店長、以上11名で構成いたしました。

会議の開催実績としましては、第1回が令和2年10月5日、以降、11月30日、12月24日、第4回目が令和3年1月25日、2月18日、以上5回開催いたしました。

4つ目、住民アンケートの実施でございます。

アンケートにつきましては、令和2年9月8日から9月18日に実施いたしました。

アンケート回答数及び送付数と回収率につきましては、農業関係者、商工関係者、一般消費者に対して行いまして、合計347名中202名の回答をいただきまして、回収率につきましては58.2%となっております。

次に、2ページ目、お願いいたします。

5番目、産業振興ビジョンの概要でございます。

概要につきましては、3ページ目お願いいたします。

第3次熊取町産業振興ビジョンの概要としまして、計画期間は令和3年度から令和12年度となっております。

第1章、策定の趣旨と位置づけ。

策定に際しましては、産業の活性化を図るためには、既存産業の成長を促すとともに、ウィズコロナ、アフターコロナも見据え、さらなる新しい産業形態を模索し、形成していくとともに、事業者と関係機関、町民、行政が目指すべき方向性を共有し、持続可能で多様性のある産業振興を図ることがSDGsを達成する重要な役割を担うこととなります。こうしたことを念頭に、第3次熊取町産業振興ビジョンを策定いたします。

策定に当たりましては、本町の目指すべき将来像等を踏まえ、各種計画との整合を図りつつ、本

町の産業の現状と課題を把握し、課題を解決するための主な取組を明記するとともに、これを体系的に整理し、熊取町第4次総合計画の産業部門における施策実施のための指針と位置づけるものがございます。

次に、第2章、熊取町の概況でございます。

まず、工業としましては、事業所数、従業員者数ともに減少傾向。商業・サービス業につきましては、町内での消費額が減少傾向。農業につきましては、後継者不足から生じる耕作放棄地が増加傾向。観光・交流につきましては、新型コロナウイルス感染症により従来の観光施策の展開は困難となっております。

次に、第3章、本町の産業が抱える課題でございます。

ビジョンの策定に当たり実施した、町内商業、工業、サービス業、農業及び町内地域住民へのアンケート調査結果、また、産業振興ビジョン策定委員会におけるこれまでの意見等から整理した本町の産業が抱える課題を示しております。

商業、工業、サービス業に共通する課題といたしまして、デジタル技術への理解や業種間の連携不足、事業継続の不安となっております。

農林業が抱える課題といたしまして、小規模経営で生産性が低く、後継者の減少とともに遊休農地や耕作放棄地が拡大しているとなっております。

次に、観光交流が抱える課題としまして、地域と多様に関わる関係人口が少ない、町内に観光で消費する仕組みが少ないとなっております。

次に、雇用就労が抱える課題としまして、町民の町内の就業者数が減少傾向にある、女性管理職の比率が低いとなっております。

次に、真ん中の列、第4章でございます。第4章、課題の解消に向けた産業振興の取組でございます。

アンケートや策定委員からの意見では、新規創業者への支援、空き家・空き店舗の利活用、人材の不足、雇用創出などへの意見が多く見られました。上記課題の解消には、既存の企業の成長を促すとともに、新たな企業の誘致に注力することが重要と考えてございます。課題の解消に向け、次の4つの取組方針を定め、適宜産業活性化基金を有効に活用しながら、コロナ終息後を見据えた持続的に発展する地域経済の実現を目指します。

方針1、新事業創出（企業誘致）でございます。

デジタルトランスフォーメーションを推進し、産業分類の枠を超えて新たな価値を生み出す起業家への支援、空き家・空き店舗の利活用、熊取駅周辺への新たな出店への支援、新規就農希望者への農地マッチングを推進となっております。

方針2、既存産業の成長促進と産業間連携等の促進。

生産性向上のための新たな事業展開、事業継続などに取り組んでいる事業者への支援、農業用施設整備や鳥獣被害防止への支援、都市農業の利点を生かした体験農園、住民向けに地元事業所の認知度を高めていく取組、担い手不足解消のための異業種との連携への支援、地域住民、関係団体、同業種・異業種や本町に立地する教育機関、学生との協働や連携に対する支援。

方針3、地域資源を発掘・活用し、稼ぐ力の強化。

地域資源を生かした誘客への仕掛けづくり、魅力的な地域資源の発掘による新ブランド創出、「くまとりやもん」を中心とする地場製品の積極的な販売・PRによる町内での消費喚起につなげる。

方針4、産業を支える「ひと」の確保。

年齢や性別等を問わず様々な人材が活躍できる環境づくりの啓発、就労支援の充実、事業者と就労者のマッチングなどの取組を進め、雇用創出を図るとなっております。

右の列、第5章、産業振興の推進に向けた施策でございます。

第4章の4つの取組方針に基づく産業振興の推進に向けた施策を示すとともに、特に重要な3つ

の取組項目に重要業績評価指標、KPIを設定いたします。

商業・工業・サービス業の振興につきましては、熊取駅周辺近隣商業地域での開業に伴う支援となっております。事業者、事業継続計画の策定をサポート、空き家、空き店舗等の活用に対する支援となっております。

農林業の振興につきましては、新規就農者が参入しやすい環境づくりへの支援、6次産業化への支援、農地を必要とする人とのマッチングとなっております。

観光・交流につきましては、「くまとりやもん」を核とした地場産品を積極的に販売、PRをする、地域資源を活用した体験イベントの検討、産業分類の枠を超えた連携により相乗効果を高める取組やデジタル技術の導入などへの支援。

雇用・就労につきましては、就業資格の取得支援の充実、女性が活躍しやすい環境整備に向け制度の啓発や意識の醸成を図る、事業者、就労者、事業所間の労働力マッチング支援となっております。

なお、注力するという項目として、企業誘致に関連するものについては、企業誘致ということで記述させていただいております。

次に、第6章、本ビジョンの推進に向けて。

本ビジョンを推進するには、常に変化する社会情勢や経済状況などを把握するとともに、事業者と関係機関、町民、行政が相互に協力して総合力を発揮し、本町が保有する地域資源を活用すること、また、産業活性化基金を活用した一定期間の継続した支援などを行うことにより、確実な効果が生まれると考えてございます。

今後につきましては、アクションプログラムの策定を行ってまいります。アクションプログラムは、策定委員の意見を反映した上で令和3年度中に策定いたします。

進行管理につきましては、アクションプログラムは事務局が計画的に推進いたします。取組の進捗状況の管理は、ビジョンの指標を基に現状や達成度合いを把握いたします。指標を設けていない取組についても、成果や実施上の問題点などを幅広くつかみ、分析いたします。進行管理の中で熊取町産業振興ビジョン策定委員にもアクションプログラムの施策の評価や必要な助言及び提言を行っていただく予定となっております。事業内容の見直しや、次に進むための新たな事業の構築は、スクラップ・アンド・ビルドによる予算編成に留意しながら検討実施いたします。

概要は以上でございます。2ページにお戻りください。

6番目、今後のスケジュールでございます。

3月10日から3月25日までパブリックコメントを実施する予定となっております。意見集約を行った後、3年3月31日、計画策定及び公表を行ってまいりたいと考えてございます。

説明については以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先ほど第6章の推進に向けてというところで、アクションプログラムを3年度中に策定するということでしたのですけれども、この策定については、事務局でやられるということですから、内容については、また報告いただけるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）策定については、事務局のほうでさせていただきまして、先ほどちょっと触れましたが、ビジョンの策定委員の方からもご意見を伺うように考えてございます。事務局だけで考えていこうというものではございません。また、議員ご指摘のように、当然中身については、タイミングを見て議会の皆様にもご報告させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）なぜそういうことを言うかといいますと、産業振興ビジョンは10年ということで非

常に長いんで、やっぱりコロナの後のこととかという、大分時代の変革というのが3年とか5年とかで起こってくる可能性があるんで、やっぱりそういう中では短期的な見方も必要だし、中期的な見方も必要になると思うんですけども、前回の産業振興ビジョンでは、短期、中期、それから長期に見るとというような3つぐらいの見方があったと思うんですけども、そのあたりも今の時代に合ったようなアクションプログラムのやり方を採用してもらえればありがたいんで、そのあたりどうですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）議員がご指摘のとおり、アクションプログラムについては、短期、中期、長期ということで、そのときに合った施策を考えていきたいと考えてございますし、中身についても、一度立てたらそのままということではなくて、適宜見直してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、この第6章で、これを実現して形にしていくには、やっぱり産業活性化基金の活用というのが文言として出ているわけですけども、議会のいろいろな場面でこの産業活性化基金の積み増しの話が出たと思うんですけども、決算委員会でしたですか、やっぱりそれについても、産業全体について新たなアクションが起こってくるのであれば、積み増しも必要やと思うんですけども、そのあたりは考えられているか、ちょっとお願いします。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、ビジョンの策定をさせていただいて、ビジョンはあくまでも施策というか、こういう支援をやっていきますということになりますので、それに合った産業活性化基金の補助金の中身というのも併せて見直したいというふうに考えてございます。

その中で、当然原資というのは基金になってまいりますので、それが不足というか、足りないようになるようでしたら、当然その辺は財政部局と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）その点はこの産業振興ビジョン、新しいのののつとったような基金の積み増しということをお願いしたいと思います。

それと、本編の12ページ、耕作放棄地の面積がどうかと、農林業センサスのデータが出ているんですけども、27年からの5年後のデータというのはまだ出ていなかったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）センサスについては5年ごとということになってございますので、まだ27年が一応最新ということになってございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきまして、今回の新しい第3次の産業振興ビジョンの位置づけの中では、企業誘致ということに非常に大きく力を注いでいくという意気込みが見てとれたんですけども、それは私としても非常に賛成するところではあるんですけども、その説明の中で一つ、私自身の不勉強でちょっと分かりにくいことがありましたので、もう一度ご説明願いたいのですが、先ほどの概要の説明の中の、中程の方針1のところ、新事業創出（企業誘致）と書いてあるところでデジタルトランスフォーメーションという言葉がございましたが、これはどういうことを意味しているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）デジタルトランスフォーメーションにつきましては、ITを活用してビジ

ネスに関わる全てをよりよくし、国内外で優位を築いていく事業を続けられるようにしようという
ような意味合いになってございます。要はITとかだけではなくて、デジタル化を進めて新事業を
進めていこうというような内容かというふうに理解しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ちょっと1点、今のデジタルトランスフォーメーションで補足ですけれども、
簡単に言いますと、分かりやすいのはアマゾンとかZOZOTOWN、衣類の、そういうふうなもの
が、本来でしたら衣類なんかは採寸して試着してというところ、実店舗へ行って物を買うという、
時代に合ったものは、こういうネット環境で購入できるようになると。要は、そういうふうな消費
生活、こういうふうなデジタル技術を使って変わった最大の事例が、今言いましたようなアマゾン
とかZOZOTOWNになってくるのかなというふうに考えてございます。

そういったところで、企業誘致という、大きな企業を誘致するというだけではなくて、このコロ
ナ禍であったサテライトオフィスとか、議員の皆さんからも様々な誘致の提案はいただいたかと思
うんですけれども、そういうふうなところに取り組んでいきたいというふうに現在考えてございま
す。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）素晴らしい産業振興ビジョンを作成していただき、ありがとうございます。

本編の18ページを見ましたら、今回はSDGsに合わせた形で事業が、SDGs17の目標のどれ
に当たるかというところもちゃんと分かるように、そういった指標を出していただいたこと、これ
はすごいいいなとすごく思いました。

その中で、第5章にそれがああるんですが、KPIを出すための指標というところで、目標数がそ
れぞれ出ているんですけれども、その事業に対する目標。この目標数というのは、例えば20ページ
やったら、就業資格取得支援制度利用者が基準値1名やったのを令和12年には30名にするとか、目
標。ほんで、男女いきいき・元気宣言登録事業所数を6事業所にするとかいうって、具体的に分かり
やすく目標数を出しているんですが、この目標数というのはどういうふうにして出したんですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）基準値のあるものについては、それを参考にですけれども、基準値のない
ものもございますので、そこは我々が目標というか、目指すところの数値を入れさせていただいて
おります。

ちなみに今、議員からご指摘いただいた就業資格の取得支援制度の利用者数でございますが、基
準値としましては、現在、今年度1名しかまだございません。ただ、それでいいということは考え
てございませんので、年間としまして、年間3名の10年間で30名というふうに考えてございま
す、あくまでも目標値でございますので。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。一応目標がないと、こういうKPIの評価もできないかと思いま
すから、どんなふうにして目標を出したのかなというところが教えていただきたかったんですが、一
応委員の皆さんのご意見も聞きながら目標を設定したというところですね。分かりました。

今ちょっと読んだ男女いきいき・元気宣言登録事業所数というのは、どういう事業所のことなん
ですか。

議長（矢野正憲君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）すみません、女性の活躍、能力活用や仕事と家庭の両立支援など、男性も
女性も生き生きと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者の皆さんを、男女いきいき・元
気宣言事業者として登録させていただいて、その取組を支援していきたいという制度でございま
す。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） じゃ、現在はそれはまだやっていないということなんですか。それを本町としては、そういうのを登録してもらおうというところなんですね。

議長（矢野正憲君） 山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君） はい、現在の登録者数はゼロ件ということになってございます。これについても一応、前期5年間で3事業所、後期5年間で3事業所の計6事業所を目標として定めてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑ありませんか。田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 第4章のところの赤字にも、先ほど坂上巳生男議員からもご指摘ありましたけれど、企業誘致というのをすごく書かれているんですけど、具体的にどういう感じの企業誘致の仕方をしようと考えていますか。

議長（矢野正憲君） 山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君） ここに書いている企業誘致、書き方が企業誘致と書かせていただいているんですけども、大きな工場を誘致するとか、そういう意味合いではなくて、この中に出てきます空き家や空き店舗を利活用していただいたりとか、あと、熊取駅周辺の新たな店舗の出店ですとか、まずはその規模からも新しい事業者の方を誘致していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 熊取駅周辺の発展は皆さん望んでいると思うんですけども、どういう感じで熊取駅の周辺に企業を誘致するような考えを持っていますか。

議長（矢野正憲君） 山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君） 今現在、産業活性化基金の補助金では、駅前周辺の開業に向けて、飲食店ですと75万円という補助の金額がございまして、ただ、正直なところ75万円では少ないというようなご意見もいただいております、今よくある、例えばリノベーションであったりとか、内装だけじゃなくてちょっと造りをいらったりとか、そういうことになりますと、やっぱり1桁違うぐらいの金額が必要になってこようかと思っておりますので、今後はその辺も含めて、まだその辺はアクションプログラムであったり、その中の見直しで検討はしていくんですけども、方向性としてはその辺に重点に補助金を出したりとか、そういうような形で誘致していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、第3次熊取町産業振興ビジョン（案）についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君） 次に、案件4、熊取町災害廃棄物処理計画（案）についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） それでは、熊取町災害廃棄物処理計画（案）についてご説明いたします。

今回、皆さんにお配りしている資料では、初めの3ページ資料ございまして、その後、災害廃棄物処理計画（案）というのがついていまして、その後、資料編というのがついております。初めの3ページの資料に基づいてご説明いたします。その中で資料編、あるいは処理計画（案）のページ数についても併せてご紹介をいたします。

それでは、1. 背景及び目的でございます。これは計画の1ページでございます。

今後発生が予想される大規模災害により建物被害が広範囲に及び、その瓦礫や片づけごみ、併せて避難所からのごみ、し尿などの廃棄物が大量に発生し、平常どおりの収集、処理を行うことが困難になります。これらに対して、東日本大震災や熊本地震の教訓、平成30年度に発生した台風21号の経緯等を踏まえて、また、熊取町地域防災計画を補完し、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再資源化を図りながら災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、本町が行う業務の基本的方針を示した本計画を策定するものでございます。

2、計画の位置付けでございます。計画では2ページでございます。

本計画は、環境省の定める平成30年に改定した災害廃棄物対策指針に基づき、令和2年3月に修正された熊取町地域防災計画と整合の取れた災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示したものでございます。なお、発災時には、平時に策定しました本計画等を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成することとなっております。

3、基本事項の1)対象とする災害、これは計画では3ページでございます。①は地震、②は水害としております。

①の地震は、上町断層帯地震Bで、規模は震度6強、全壊棟数が1,377棟、半壊棟数が1,803棟、避難人口は最大で3,108人でございます。

②の水害は洪水で、住吉川、雨山川の氾濫です。

最大規模で想定しますと、予想雨量は24時間総雨量1,150ミリメートル、1時間最大雨量142ミリメートルでございます。全壊棟数は248棟、半壊棟数は195棟、床上浸水544棟、床下浸水978棟でございます。

2)対象とする廃棄物、計画では4ページでございます。

①木くず、コンクリートがら、瓦、金属、可燃物などの災害廃棄物と、②家庭からの生活ごみ、避難所ごみ、し尿の生活ごみに分類しております。

3)災害廃棄物処理の基本方針でございます。

①処理の基本方針、これは計画では5ページでございます。方針では、衛生的かつ迅速な処理、分別・再生利用の推進、処理の協力・支援、連携、環境に配慮した処理、以上の4つを上げております。

②処理期間は、これまでの災害廃棄物処理の実績から最長で発生からおおむね3年以内の処理完了を目指すとしております。

4、計画の概要でございます。

1)組織体制・指揮命令系統、これは計画書では7ページでございます。

町災害対策本部と災害廃棄物対策の担当組織を整理し、発災から7日程度までの初動期、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度までの応急対応、応急対策後から1年程度を目安とした復旧復興のそれぞれのフェーズにおける対応と各担当者の分担業務を明示してしております。最長で3年間の処理期間と先ほど説明いたしましたけれども、災害の規模により1年半ぐらいを目標にしたいというふうに考えております。

2)情報の収集・連絡、これは計画では11ページでございます。

町災害対策本部から収集する情報の整理、広域的な相互協力体制の整理、大阪府との連絡及び報告する情報の整理をしております。ここでは、収集する情報内容などを整理してしております。

3)協力支援体制、これは計画では14ページでございます。

自衛隊・警察・消防との連携、市町村等・都道府県及び国の協力・支援、民間事業者団体等との連携、ボランティアとの連携、災害廃棄物処理の事務委託・事務代替などについて、事前の検討事項を明示してしております。対応者、対応すべき事項、実施方法を整理してしております。

4)住民等への啓発・広報でございます。これは計画では19ページでございます。

住民等へ広報する情報やその伝達手段、担当組織について明示し、項目ごとに広報する情報の内

容、広報方法について整理しております。

5) 一般廃棄物処理施設等、これは計画書では20ページでございます。

一般廃棄物処理施設の現況及び被災時の施設への確認内容や確認事項を整理し、また、収集運搬車両の整理をしております。

仮設トイレ等し尿処理、これは計画書の22ページでございます。その需要の把握や設置、確保、運用などについて記載し、生活ごみ、これは24ページでございます。生活ごみでは、生活ごみの処理方針、処理方針は25ページでございます。処理方針や対策、避難所ごみ、これは避難所ごみについては26ページでございます。避難所ごみの分別及び保管の方法、片づけごみ、これは27ページでございます。片づけごみの性状や発生量の推計から対策の検討、方針決定、実施まで、検討に必要な各事項を整理しております。

6) 災害廃棄物処理対策、これは計画では30ページでございます。

災害廃棄物処理の全体の流れを図により整理し、発生量、これは31ページ、処理可能量、33ページ、これらを推計しております。これを基に処理スケジュール、これは34ページ、処理フロー、これは35ページ、処理運搬、37ページ、これで要検討事項を整理しております。

仮置場、37ページでございますけれども、ここでは、仮置場候補地の選定について記載し、選定に係る必要面積を算定、これは38ページでございます。算定では、地震災害時、最大で6.2ヘクタール必要となっております。加えて、住民への仮置場の周知、仮置場の設計・管理・運営など実施すべき事項、方法等、整理しております。仮置場候補地につきましては、資料編、内部資料として資料7と資料11に選定候補地を記載しております。なお、資料編は、職員用の内部資料として作成しておりますので、公表はいたしません。

環境対策、モニタリング、これは42ページでございます。廃棄物処理現場における労働災害の防止及び周辺等における地域住民の生活環境への影響防止のため、環境対策及びモニタリングの実施について整理しております。

被災家屋等の解体・撤去、これは45ページでございます。ここでは、損壊建物、倒壊の危険がある建物等の処理、被災家屋等の解体撤去について実施すべき事項、方法等、整理しております。

公費解体については、国が特例措置として補助金対象とする場合には、本町による実施を検討するとしております。

選別・処理・再資源化、47ページでございます。ここでは、災害廃棄物等の再生利用を進め、最終処分量を削減するため、廃棄物ごとに処理と再生利用、処分の手順を定めることについて記載しております。

最終処分では、本町が埋立て処分を委託している大阪湾広域臨海環境整備センターの被災などで不燃物の処理が行えない場合の対応について記載しております。

広域的な処理・処分では、廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、大阪府への事務委託を含めた広域処理について検討するとしております。

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策、これは48ページでございます。ここでは、注意事項。

思い出の品等では、その取扱いルールを記載しております。

7) 災害廃棄物処理実行計画、これは49ページでございます。ここでは、初めのほうに説明しましたように、発災前に作成した処理計画、本計画に基づきまして、災害の規模に応じた実行計画の作成を行うこととしており、8) 処理事業費等、これは計画では50ページでございます。ここでは、国の補助事業の活用について、国府の担当窓口と綿密な情報交換を行うこととしております。その環境省の補助事業については、災害等廃棄物処理事業と廃棄物処理施設災害復旧事業となっております。

9) 災害廃棄物処理計画の見直し、計画では52ページでございます。ここでは、国の指針や地域防災計画が改定された場合等に見直すとしております。

次に、5番、課題でございます。仮置場の必要面積が計算上、最大値で6.2ヘクタールとなっておりますが、資料編において選定した候補地の合計面積は5.4ヘクタール余りであり、約1ヘクタールが不足しております。今後も関係機関、関係者との協議をまいります。

6番、スケジュールでございます。令和3年3月15日、今日でございますけれども、全員協議会にて報告いたしております。令和3年3月31日に計画を策定、令和3年4月1日に公表という予定でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました。本件について質疑があれば承ります。質疑ありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）想定災害なんですけれども、地震のほうは町内全域のようなんですけれども、洪水のほうは雨山川、住吉川水系になっているんですけれども、住吉川から下流は佐野川になるんで、大阪府の想定、本編の3ページのところには佐野川水系洪水浸水想定区域図というのが書いているから、これは雨山川だけじゃなしに住吉川全域とか和田川とか、そういうところも絡んでくるんじゃないんですか。もう少し範囲が広がるように思うんですけれども、どうなんかな。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）これは議員おっしゃるとおり、3ページの大阪府都市整備部河川室河川整備課が発行したものを使用しております。その想定を使わせていただいて、今回地図にしたという形になって、ある程度想定する図というのが出ておりましたけれども、その範囲内でちょっと想定はさせていただいたというところでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）私が言っているのは、佐野川水系ということなんで、雨山川と住吉川と、あと和田川も入るんじゃないんですか、もう少し面積が広がって想定の対象も増えるんじゃないか、そのあたりはちゃんとチェックできているかどうか、それを知りたい。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）そのあたりのどうやって決めたかといいますのは、職員用の資料編なんかにちょっと記載をさせていただいております。そのところが実際もっと広がるんじゃないかというのを、これはあくまでも大阪府の想定をそのままいただいたものですから、そこまで綿密に環境課が把握しているというものではございません。申し訳ありません。大阪府の資料をそのままいただいてという形で今回作成しております。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）チェックしておいてください。たしか住吉川は、その下流の佐野川の工事が計画もまだまだこれからというところのようなんです、たしか今、50年確率で時間雨量が65ミリとかそのぐらいやったと思いますので、面積が多分増えて、対象が増えるんじゃないかなと私は単純に思っているんですけど、地図を見ていけませんので分からないんで、見出川のほうは下流からは100年確率で上がってきているんで、川田井堰までの間は、もう工事完了していますので大分安心なんやけれども、雨山川、住吉川の佐野川水系については大分脆弱なんで、その辺りは人口が熊取町の中でも密集しているところなんで、そのあたりもう一度再度チェックしておいて、それで間違いなかったらいいんですけれども。

以上です。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）チェックさせていただきたいと思います。基本的な考え方は、資料の20ページにございます。これはあくまでも環境省が示す方式として算定しておりまして、国土地理院が公表している基盤地図情報の建物データと、大阪府からいただいた想定浸水の深さ、これから建物がどれぐらいつかるかというのを、一つ一つ建物にポイントを当てて、何ぼあるかというような推計の手順を踏んでいるというようなことでございます。

ですから、あくまでも先ほどと重なりますけれども、大阪府からそのままもらっているというところで、議員おっしゃるようにちょっとまたチェックのほうをさせていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。田中圭介議員。

1番（田中圭介君）5章の21ページの収集運搬車両の中の、本町の委託事業者の有限会社中西興業、ダンプ8台と書いているんですが、僕の記憶では5台ぐらいしかないと思うんですけど。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）現在、熊取町に収集作業車両として申請のある分、届出のある分ということでここに書かせていただいております。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）持っていないでも届出で8台と書いて、それはまかり通るんですか。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ここには大きさまで書いていけませんので、軽とか、ちょっと私、まだそこまで確認できていないですけども、ほかの小さい車両も入っているのかなという形で考えております。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）たしかダンプ5台と軽が1台と思います。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）確認させていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）やっぱりこういうのはちゃんときっちり調べて書いていただきたいですね。

議長（矢野正憲君）確認しておけよ、頼むで。

ほんで、今のもちよっといろいろと、ここで発言なんで、圭介議員の発言も間違っている可能性もあるんで、その辺は重々慎重に発言していただくようお願いいたします。この件についてはしっかりまた確認してください。よろしく申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）災害ごみの仮置場のところ、1ヘクタール足りないというところの課題の点を上げられていたんですけども、資料編、資料の11ページに載っている分がその分なんですか。5.39、ここのこの分ですね、仮置場と指定されているのが、この分で結局1ヘクタール足りないところをまたどうするかという課題について、関係機関と相談してというようなことを言っておられましたが、どことどう、相談というのはどんなふうに進めていくんですか、1ヘクタール足りない分というのは。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）計画道路なんかでまだできていないところがございます。それについては、一応相談なんかもかけさせていただいております。ここにはちょっと間に合わなかったんですけども、そういった相談をかけさせていただいているというような現状でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ということは、めどはついてきているというところなんですか。

議長（矢野正憲君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）ちょっと交渉事で、全て申し上げられないのがちょっと心苦しいんですけども、ついてるかと言われれば、まだここまでは達していないというところですけども、お話をしている、ちょっと条件がついたりしているものですから、その辺これからというところでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに何かありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件4、熊取町災害廃棄物処理計画（案）についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件5、熊取町学校施設長寿命化計画（案）についての件を説明願います。

三原学校教育課長。

学校教育課長（三原 順君）それでは、学校施設長寿命化計画の案についてご説明をいたします。概要版のほうを中心にご説明させていただきますので、よろしく願います。この計画につきましては、公共施設総合管理計画、平成29年2月に策定したものに基いてつくる個別施設計画となります。

まずは、概要版の1の（3）でございます。計画期間になります。

こちらは令和3年度から令和22年度までの20年の計画ということでつくらせていただいています。ほかの個別施設計画については、総合管理計画の最終年度である令和18年度と合わせておりますが、この学校施設の計画につきましては、長寿命化のスパンを40年、それと、その中間の20年で大規模改修というふうな方針を一旦は出させていただいておりますので、その区切り、そして20年の計画とさせていただきます。

2番の学校施設の目指すべき姿に書いているうちの（1）の2行目にかぎ括弧で予防保全型というふうに記載をしております。建物が傷んでから改修するというのではなくて、傷み始める前に予防的に修繕をするという考え方を重視してございます。これは他の個別施設計画と同様でございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。

3の（1）児童生徒数の将来推計でございます。児童生徒数の将来推計は減少するという方向性で予想しております。およそ20年で約35%の減少というふうに見込んでございます。

その下、（2）、（3）でございます。今後40年間で（2）従来型の建て替えベースのコスト、それと、（3）長寿命化改修ベースのコストというのをグラフで比較してございます。40年間の総額や平均、これは各グラフの右上になります。箱囲いの中に書いてございますが、コストのほうは余り変わらないということでございます。

これは最初の10年間で従来型の改修コスト、令和3年からの10か年のコストが8.3億円というふうに記載しております。（3）の長寿命化型コストでは、7.3億円ということで、コストのほうは下がってはおります。ただ、その次の10年間も同様に下がってはおりますけれども、最後の10年間、令和33年以降の10年間につきましては、長寿命化型の改築、建て替えのラッシュのほうが出てきておまして、水色の棒グラフにありますようにコストが増えているということでございますので、トータルで余り変わらないというふうな見込みをしてございます。

次に、3ページ、4の（3）改修等の基本方針でございます。

1つ目の柱、こちらについては、そのままちょっと読ませていただきます。学校施設の規模・配置等。20年後の児童生徒数は、現状より約35%減少すると見込まれますが、将来的な教育方法や教育内容の変化等に伴い学級数が連動して減少するわけでは必ずしもありません。また、将来にわたって地域の学校施設に対する社会的な要請等も種々予想されます。こうしたことに留意しながら、児童生徒数の推移を勘案し、学校施設の規模や配置の最適化を図ります。このように記載をしております。将来の人口減少を見据えて規模、配置の適正化を念頭に、将来の基本方針というのを定めております。

2つ目の柱でございます。2つ丸がでございます。1つ目につきましては、建築後40年をめぐりに改修、そして、その後も40年もたせる、計80年施設を使えるようにするというのと、2つ目の丸につきましては、年次計画策定に当たりましては、2行目の最後のほうにございます、屋根・屋上、外壁の劣化度評価を見て年次計画をつくる、いわゆる改修する施設の年度ごとに優先順位をつけていくというふうな考え方を持っております。

3つ目の柱でございます。ここに記載しておりますようにSDGsをはじめ記載のような新しい社会の要請に柔軟に対応できる施設改修を目指してまいりたいと考えております。

少し飛ぶんですけれども、本編の22ページをご覧いただければと思います。全体ページでは30ページになろうかと思います。

この本編の22ページにつきましては、イラストで書いておりますように、縦軸に外部仕上、内部仕上、電気設備、機械設備、こういう分類にわたって改修メニューを示してございます。この中で緑の折れ線、こちらが長寿命化改修のメニューのイメージになります。その右側にありますグレーの折れ線、これが現状の改修内容、いわゆる大規模改修というのをイメージしていただければと思います。長寿命化の改修につきましては、より現状よりも整備レベルが高いということを示してございます。

すみません、恐縮です。また概要版の4ページのほうにお戻りいただければと思います。

4ページにつきましては、長寿命化改修に係る実施計画のほうを示してございます。

この中の(1)の1行目でございます。先ほどの施設ごとの屋根・屋上、外壁の劣化度評価、それと、築年数等を勘案して優先順位をつけた結果でございます。この記載の実施計画につきましては、年度ごとの区切りの線をなくしております、改修の実施年度の大枠を大きな矢印で示してございます。その時々施設の状況、他の公共施設の改修計画、あるいは財政状況等で変動しているかと思っておりますので、年度ごとの改修費用等は掲載をしてございません。参考程度ですけれども、年平均4億円から5億円程度というふうに見込んでございます。

建物ごとの劣化度評価につきましては、すみません、また行ったり来たりで申し訳ない、本編の16、17ページをご覧いただければと思います。全体ページでは24、25ページになります。

この本編の16、17ページは、細かな表になってございます。表の右側をご覧いただけますと、茶色のほうで劣化状況評価というふうに記載をしております。このうち主に屋根・屋上と外壁、こういった状況を見まして、これは表の縦軸でいいますとちょうど真ん中少し右側にあります築年数なども勘案して優先順位をつけてございます。全てで61棟の建物のうち、この10年で改修する建物は35棟というふうにご覧いただけます。目安として1年当たり4棟程度の建物の改修ペースということをご想定してございます。

続いて、同じく本編の26ページ、全体でいうと34ページになります。この本編26ページ、全体34ページには、主立った補助金の内容を記載してございます。長寿命化改良事業につきましては、補助要件に記載をしておりますとおり、築40年での改修と築20年の予防改修、これは大規模改修に代わるメニューというふうにご理解いただけたらと思います。この2種類がございまして、この補助を受けるためにこの計画が必要ということをご理解いただけたらと思います。

最後に、概要版の4ページになります。4ページの(1)、これの2つ目の丸でございまして。

なお書きと記しております、給食場につきましては、校舎と一体となったものにつきましては長寿命化の改修、それ以外の校舎と離れて単独で建っている給食場につきましては改築ということをご基本にしたいというふうにご覧いただけます。この10年では、校舎と一体となった給食場については西小学校でございます。これは長寿命化の改修を予定、計画をしたいと思っております。また、中央小、南小、北小、熊中、この給食場につきましては、校舎とは別棟のため改築というふうなことを基本的に考えてございます。

最後に、給食場のエアコンの整備の現時点の考え方を皆様にご報告させていただきます。給食場のエアコンにつきましては、この計画への位置づけはしてはございませんので、記載のほうも特にはございません。ただ、この10年で給食場の改修の着手を考えている5校のエアコン整備、これについては長寿命化改修、あるいは改築のタイミングで本格的なエアコン整備というのを考えてございます。また、この10年で着手予定のない給食場、具体的に言いますと東小、北中、南中、この3校につきましては、この10年間の改修計画とは別にエアコン整備というのを考えていきたいというふうに思っております。

補助金の制度も改定されまして、自校式給食場のエアコン整備についても補助メニューとしてメニュー化をされたということになってございます。今後具体的な工事が見えてきたときには、その時

点で補助金の制約等々もございますので、府とも協議をしながら補助金の活用を検討していきたいというふうに考えてございます。

説明については以上でございます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）膨大な計画、補助金を頂くためにつくっていただいております。

最後に給食場の件、私、以前に何回か質問させていただいて、一時は町長の施政方針だとか2期目の方針の中に載って、前回12月議会でそれが何かうやむやになったみたいで、いろいろ話しさせていただいたんですけども、こういう形で形になりそうなので、それは安心しているんです。

ただ、ちょっと念頭に置いておいてほしいのは、現在スポットを各校に2機、それでやってくれているということで、次の新年度では、施政方針に3機目をつけるんだというようなこと書いていただいていたんですけども、給食調理場の状況は、やっぱり子どもたちの命を守る、そういう場所ですので、過去に堺市であったような事件があつてはならない場所です。ちゃんと法律で30度以下に設定しなさいということが決まっていますので、先ほど本格的にやるのはこうだよという説明ありましたんですけども、ちゃんとスポットを置いてから一夏しか実際は経過していませんので、30度以下になっているのかどうかというのは、私もまだ確認はできていないんですけども、そのあたりやっぱり法律に基づいて、そういうところを確保せなあかんということを念頭に置いていただいて事業を進めていただきたいというふうに思っています。

実際測って温度を確保できないということになれば、補助メニューに乗ってやれるということで理解はしていますけれども、そのあたり保健所との話もあると思いますので、どんな考え方で持っていくのかというのをちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

議長（矢野正憲君）三原学校教育課長。

学校教育課長（三原 順君）これまでの議会の中での田中豊一議員とのやりとり等も、過去の経過も踏まえまして、この長寿化計画の中で、給食場については今申し上げたとおり、田中豊一議員ご指摘のとおり給食場についても必要な時期に必要な改修をさせていただく、その中で、エアコン整備につきましても給食場の中の温度を下げるというふうな目的、これは衛生環境の改善という目的で、保健所等々の指導等も含めてこのような、この場での説明となつてはしまいましたが、そのような方針で臨みたいというふうに思っております。

エアコン整備を、例えば給食場で整備をした後、豊一議員のおっしゃる温度、30度とおっしゃっていました。正確には保健所での基準に関しては25度の80%湿度以下だったと思います。この基準のほうをクリアできるかどうか、クリアするためのエアコン整備というのを基本に考えてまいりたいなというふうに思っております。

そのためには、例えば施設の中がしっかりと温度が下がるような造りになっていなければならないというふうにも考えますし、あるいは施設を改修した後、よその事例でもあるんですけども、エアコン整備を、しっかりと整備はしているんですが、調理中の温度についてはやはり25度を超えるケースが出てくるということも聞いてございます。なので、例えば、回転釜などを含めた熱の出る調理器具に関して、熱の出にくいような調理器具に変えないといけないだろうなというふうにも思いますし、一体的にそこは対応していかなければならないというふうに思っております。

いずれにしてもエアコン整備につきましては、今ご説明をさせていただいたとおり、この改修計画に併せて、改修のないものについては別途検討ということで方針を立ててまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）一般質問でもしたんですけども、現状より約35%児童生徒が減ると見込んでいらっしゃるんですけども、学校施設の規模や配置の最適化を図りますしか書いていないんです。要

るか要らんかという基準があったほうがいいんじゃないという質問を僕はしたんですけども、これだけじゃ、今後40年の計画なんで、先長いので、これだけじゃ結局ずっとまた更新するよねみたいな感じの計画ですよ、全体をざっと見ても。それで、本編の中にもやっぱりこの一文しか書いていないんですよ、こうしますみたいな、何か結局全部更新するんじゃないかというふうな計画なんですけれども、その辺の学校施設の規模や配置の最適化というのは、何が考えられますか。

議長（矢野正憲君）三原学校教育課長。

学校教育課長（三原 順君）概要版の3ページのほうに今ご指摘いただいている内容が書いてございます。（3）改修等の基本方針の1つ目の柱になります。

ここの1行目、最後のほうです。将来的な教育方法や教育内容の変化等に伴い学級数が連動して減少するわけでは必ずしもないということが、まず1点目として上げられます。確かにこれまでも含めて、例えば少人数の教室を新たにつくったり、あるいは支援教室のほうをこれまで増やしてきたという経過もありますので、教室の数というのが将来20年先にわたって確実に減るというふうなことは、なかなか今の時点で言いにくいという状況もあるというのは、この点をご理解いただきたいと思います。

あと、この規模や配置の最適化、これは趣旨ではございますけれども、学校を直ちに減らすという意味として捉えるのではなくて、例えば、施設を減築、ダウンサイジングをしたり、あるいはほかの用途、学校の施設を例えば住民のために開放できるようなスペースを設けるとか、そういった別の使い方というのもこの20年の中で考えられるのかなというふうに思いますので、そういったことも含めてこの学校の施設の規模、配置の最適化ということ捉えていただければというふうに思います。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この計画とかは読んで理解しているつもりなんで、分かるんですけども、やっぱり、結局学校として建てたんやったら学校として使って、要らなくなったというか、その必要がなかったら、先ほど三原課長言われたように減築とかという方法のほうがいいのかなと思うし、地域の方に違う用途で使ってもらおうというのは、また違う要素が入ってくるので、それが考えづらくしていると思うんですよ、その施設が要るかどうかというのは。

そこがもうちょっとシンプルに考えられたら、その施設が要るかどうかという判断しやすいのかなと思うので、その辺のところももう少し具体的に何か、すぐというわけではないですし、考えづらいところではあるので、ちょっと長い時間かけていただいても結構ですので、何かもう少し具体的な、こうなったら減築しますよとか、こうなったらこの施設はこうしますという方針をつけておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、児童生徒数の絡みですけども、例えば、1つ例を挙げさせていただいて、いわゆる概要版の2ページに、小学校の児童数2020年度2,316、それから、20年後を想定したときに1,556というふうにお示しさせていただいています。これを計算していただきますと、20年後に小学生が760名減るのではないかとこの予測をさせていただいていると。これを単純計算させていただいて、当然5校で児童の数はそれぞれ違うんですが、規模を同じだと仮に考えたときに、760人を5校で割ると1校当たり152人減という計算に小学校ではなりません。これも学年ごとで人数は違いますが、例えばこれは6学年で割ってみると、1学年で26名減という計算になるんです。これは全く単純計算です。

それで、もう一点、例えば、各学校が3クラス規模の学校であったときに、1クラス40名で3クラス、120人になります。しかしながら、これが1クラス27名でも3クラス規模になるんです。これは国の定めた定数基準なんです。だから、1学年39名、これは最大限と最小限ですけども、39名減ってもクラス数は3クラスで変わらないという事態も実際に想定されます。

ですから、そういったところから見ますと、児童の減少数だけでクラスが、どこまで教室が空い

てくるかという、なかなか想定が難しい部分在实际ございまして、だから、人数がある程度減ってもクラス数がそんなに変わらなかったであるとか、あるいは、先ほど課長説明しましたように、支援学級が今どんどん増えてきていますので、支援学級に入る子の数が増えてくると、やっぱり教室も必要になってくるということもありますので、当然、議員おっしゃりましたとおり、やっぱりそのあたりもしっかり考えながら、教室がもし空いた場合にはどう使うかということは当然考えていかなければならないというのは、我々も理解していますが、どれぐらいの規模で教室が必要なくなるかというのは、非常に想定しにくい部分も实际ございますので、そこも含めて今後しっかりやっぱり考えていきたいと、ご指摘のところはもう十分分かっておりますので、考えていきたいと思っています。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。大林議員。

2番（大林隆昭君）GIGAスクールが始まる忙しいときに長寿命化計画をつくっていただきまして、ありがとうございます。

先ほど吉田統括理事もおっしゃっていたんですが、これから35%減っていくやろうという中で、本編をずっと眺めていたんですが、こうなってほしくないなという思いで、新しく整備するための予算を国に取りに行くためにこれをつくっていただくんですが、ここにいる議員も含めて、理事者の皆さんを含めてしっかりと予算を取りに行き、できるだけいい環境をつくっていただきたい。仕方なく20年20年という更新をするんじゃなくて、子どもたちにいい環境をもっと速やかに与えていくんやというような姿勢で臨んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）要望ですね。ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件5、熊取町学校施設長寿命化計画（案）についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

そのほか何かご報告等があれば承ります。何かありませんか。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）先ほど案件の2点目、投資促進優遇税制の延長について渡辺議員からご質問いただいた際、私の答弁に誤りがございました。おわびを申し上げますとともに正しく説明させていただきます。

ご質問で業種の拡大、そして、取得価格の下限である2,700万円の緩和というご質問をいただきました。こちらにつきましては、いずれも法律に基づく政令ですとか、あと省令でその基準というものが定められておることでございますので、熊取町において裁量がないという部分、この点誤りがございましたので、改めて説明させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（矢野正憲君）野津税務課長。

税務課長（野津博美君）それでは、令和3年度税制改正（市町村税関係）（案）についてご報告いたします。

令和3年度税制改正の大綱は、令和2年12月21日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部を改正する法律案が令和3年1月29日に国会に提出されております。そのうち市町村税に関する主な改正の概要についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

まず、1点目、個人住民税関係ですが、①住宅ローン控除の特例の延長です。

住宅ローン控除の特例ですけれども、令和元年10月の消費税率の引上げのタイミングで住宅ローン控除の期間を10年から13年に延長したもので、導入当時、令和2年12月末入居分までが対象でしたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策でこの特例期間が1年延長され、令和3年度税制改正でさらに1年延長となり、令和4年12月末入居分まで特例を延長するというものでございます。

これらの措置につきまして、減収分は全額国費で補填されるものでございます。

続いて2点目、固定資産税関係です。

①土地の負担調整措置。

宅地で平成9年度以降導入されている措置でございまして、地価の上昇により税負担が急増しないようになだらかに課税標準額を上昇させる調整、これまでに引き続き、令和3年度から令和5年度までの3年間この仕組を延長するというものでございます。

②土地の令和3年度の特別な措置でございまして。

①の措置を取った上で新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限って固定資産税額が増加する土地の令和3年度の税額を令和2年度の税額と同額に据え置くという特別な措置でございまして。

次に、3点目、軽自動車税関係です。

①軽自動車の取得時に係ります環境性能割の税率の適用区分の見直し、②同じく環境性能割の臨時的軽減の延長、③種別割のグリーン化特例の見直しの3点となっております。

資料2ページをご覧ください。環境性能割と種別割のグリーン化特例の3点の改正を表にまとめたものでございます。

①環境性能割の税率の適用区分の見直しに当たる部分は、上の表の区分に当たります燃費基準が改正案のとおり見直されるというものでございます。令和3年4月1日以降に取得したのものから新しい区分で適用されてまいります。

②環境性能割の臨時的軽減の延長ですけれども、消費税率引上げに伴い令和元年10月から市町村税としてこの環境性能割が導入されておりました、臨時的軽減は令和2年9月末までの1年間とされておりましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で6か月、さらに今回9か月延長されて、令和3年12月31日の取得分まで税率1%分を軽減するという臨時的軽減の適用が延長されるというものでございます。こちらこの措置による減収額は全額国費で補填されるというものでございます。

③種別割のグリーン化特例の見直しですけれども、この下の表の区分のところの燃費基準が改正されまして、令和3年4月2日以降に取得したものが新たな燃費基準での軽減の適用となるというものでございます。

最後に、4点目、その他です。

①地方税共通納税システムの対象税目の拡大について。

現在この対象となっておりますのは、個人住民税の特別徴収分と法人町民税となっておりますけれども、新たに固定資産税と軽自動車の種別割を追加いたしまして、eLTAxを通じた電子納付を可能とするというもので、令和5年度以降の課税分から適用となるというものでございます。

②地方税関係書類における押印義務の見直しについて。

個人住民税の申告書など、これまで押印を求めていたものに対する対応といたしまして、国税と同様に地方税も原則押印を不要とするというものでございます。

以上が主な税制改正の概要となります。

今後の予定ですけれども、現在、国会で審議されている地方税法等の一部改正に伴い税条例の一部改正を専決処分させていただきまして、この改正内容を次の議会でご報告いたします。

以上、令和3年度税制改正（市町村税関係）（案）の概要についてのご報告といたします。

議長（矢野正憲君）ただいまの報告について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（矢野正憲君）ほかに何かあれば承りますが、ないですか。ないですね。

（「なし」の声あり）

ほかにはないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「15時13分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲